

令和8年度予算編成に対する 要望書

公明党名古屋市会議員団

令和7年9月12日

名古屋市長 広沢 一郎 殿

公明党名古屋市議員団
団長 木下 まさる

令和8年度予算編成に関する要望書

私たち公明党名古屋市議員団は、この1年、市民の皆さまから寄せられた声に対して、丁寧に耳を傾けてまいりました。物価高騰や子育て支援、高齢者や障がい者へのサポート、猛暑や災害への備え、中小企業の経営環境の改善など、日常の暮らしに直結する課題が数多く寄せられています。今回の予算要望は、まさにそうした市民の声を積み重ねてカタチにしたものです。

アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を控え、本市は大きな転換点を迎えています。この機会を市民生活の向上につなげるとともに、日々の課題を着実に解決していくことが、未来を拓く道だと考えています。

公明党名古屋市議員団は「大衆とともに」の立党精神を原点に、市民と共に歩んできました。これからも現場の声を市政に届け、安心して暮らせる環境を整え、「希望あふれる名古屋」を築くために全力を尽くしてまいります。

【目次】

I	長期的視点からの要望	P1
II	重点政策要望	P3
	〈1〉 地方分権の推進	
	〈2〉 地方創生「創造都市名古屋」の推進	
	〈3〉 行財政改革の推進	
	〈4〉 「チャイルドファーストなごや」の実現	
	〈5〉 安全なまち・安心な暮らし	
	〈6〉 「環境首都なごや」の実現	
	〈7〉 「国際交流拠点都市」名古屋の実現	
	〈8〉 教育の世紀への改革	
III	各局への要望	P36

長期的視点からの要望

1. 子どもの未来に責任を持つ

人生100年時代を迎え、かつてないほどの勢いで社会や生活が大きく変化し、生き方や子育てそして教育においても選択肢が増え多様化するなか、名古屋に生まれた子どもたちが未来に希望をもって成長し、安心して子育てできるように、市として結婚から妊娠・出産そして幼児期から大学を卒業するまでの学齢期を経て社会人となるまでの子育てと教育について、多様性が尊重され切れ目のない包括的支援体制を構築すること。また本市としても副市長の担当事務の見直しをするなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた体制の再整備を行うこと。

2. 高齢者の暮らしに責任を持つ

公的住宅および民間住宅への公的補助等の拡充による高齢者のための住居を1000戸程度建設・確保するとともに、公営住宅との併設または敷地内に見守りや健康管理のための看護師・介護事業者等が常駐する仮称「高齢者支援ステーション」を誘致して設置すること。また、公的住宅と民間住宅を問わず、住居を軸とした高齢者の見守り等の生活支援を促進すること。

3. 地域の安心・安全に責任を持つ

地域の実情に応じた安心・安全対策の施策に対し、必要に応じて小学校区に300万円程度を支給できるようにし、地域ニーズとのマッチングを図るとともに、近年必要とされる地域の防災・減災への備えが十分にできるようにすること。

4. 環境に責任を持つ

環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務があることを踏まえ、名古屋市環境基本計画に掲げられた「水の環復活」「脱炭素都市」「生物多様性」の戦略を着実に実行し、環境と人に優しいまちづくりを進めること。

5. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

SDGs 未来都市として、誰一人取り残さないとの理念「持続可能な開発目標（SDGs）」を、本市においても基調におき反映させた施策を推進するとともに、普及啓発や理解促進に努めること。

6. 未来のエネルギー対策に責任を持つ

環境首都なごやとして脱炭素社会をめざし、エネルギー使用の効率化を図る省エネや化石燃料の効率的な利用を進めるとともに、本市に適した再生可能エネルギーの普及・促進に努めること。

7. 生命に責任を持つ

5大疾病（がん・心疾患・脳卒中・糖尿病・精神疾患）への対応として栄養、運動、休養などの改善を図り、生活習慣病等の発症および重症化予防に取り組む総合的な健康戦略を構築すること。

8. 名古屋市を中心とした圏域の活性化に責任を持つ

名古屋市を中心とした圏域の活性化・広域の連携に努めること。特に、医療、防災、ごみ減量について連携強化を図ること。

9. 区役所改革の推進

区役所・支所の予算、人事・組織および必要な部署への定員などの機能強化を図り、市民サービスの一層の充実を図るとともに、区のあり方基本方針に沿った区役所改革の積極的な推進に取り組むこと。

重点政策要望

＜1＞地方分権の推進

- 1-1. 市民サービスの向上や圏域全体の活性化等を図るため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」制度を創設し、必要な権限と財源を移譲するよう国に働きかけること。また、当該制度の実現に向けては、市民へ丁寧な説明・調整を充分に行うこと。
- 1-2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）については、地方が積極的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き地域の実情に応じてより効果的に活用できる制度とすることを国に働きかけること。また、的確に情報収集を行い、本市として財源の確保に最大限努めること。

＜2＞地方創生「創造都市名古屋」の推進

- 2-1. 日本経済再生のカギは地方にあり、名古屋の地方創生戦略では、創造都市を基本理念とした上で、名古屋市の地方版総合戦略を兼ねる名古屋市総合計画2028を着実に推進すること。
- 2-2. 「名古屋ブランド」の確立を目指すため、観光資源の発掘に努めるとともに、名古屋のPRのため観光プロモーションの推進とあわせてスマートフォン等を活用した観光情報の提供や無料でインターネットに接続することができる環境整備を継続して進めていくこと。また、スポーツのトップチームが多数存在することから、スポーツを活かした魅力の発信やコスプレサミットに象徴されるポップカルチャーなど名古屋特有の魅力を発信するために最大限の支援を行うこと。
- 2-3. 新たな劇場の誘致や建設を促進するため、容積率の緩和や補助金の創設、税制面の優遇などの諸施策を検討すること。

- 2-4. 本格的な人口減少社会が到来する中、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」「投資したい」都市に選ばれ、持続的な発展・成長を実現するためのシティプロモーションの推進については、本市HPのみにとどまらず、SNSやCM効果を用いて、広くインバウンドや国内外からの一時来訪者へ発信できるよう進めること。また事業誘致、観光など多岐にわたる推進となることから、戦略的な考えに基づいて各局と連携をとり進めること。
- 2-5. 物価高騰、最低賃金引き上げ等の影響を受けて事業状態の悪化や人手不足が深刻な事業者について、省力化やデジタル化をきめ細かく支援し、生産性向上を目指した施策に取り組むとともに、すべての人が働きやすい職場環境づくりを通じて必要な人材が確保できるよう支援するなど、本市独自の支援策を積極的に行うこと。また、米国関税措置の影響が懸念される事業者についても、事業者の資金繰り等に重大な支障をきたすことがないよう対応を行うこと。

＜3＞行財政改革の推進

- 3-1. 行政のさらなる効率的な運営に努めるとともに、時代の変化と市民ニーズに対応した的確な事業を推進するため不断の行政改革に取り組むこと。新規事業の評価や効果がわかりやすくなるよう整備するなど、一層の充実を図ること。
- 3-2. 行政手続きのオンライン化をはじめとするデジタル技術を活用した行政改革に積極的に取り組み、市民の利便性や職員の生産性の向上を図ること。特に令和8年度に導入予定の各種証明書のコンビニ交付については導入の前倒しを検討することに加え、郵便による申請等の手続きについても一層の周知を図ること。また、マイナンバーカード交付手続きの促進をはかるため商業施設に設置されているサービスコーナーを全区に拡充すること。
- 3-3. 市民の利便性向上のため、「いつでも相談できる区役所」や「行かなくてもよい区役所」の設置に取り組むこと。また区役所での手続きの際は「待たなくてよい窓口」、「書かなくてよい窓口」、「分かりやすい窓口」をコンセプトとしたスマート窓口を全区

で導入しワンストップ化の検討も進めること。

- 3-4. 指定管理者制度については、公の施設の設置目的を効果的に達成するための制度であり、指定管理者の選定にあたっては公共サービスの水準を確保するという要請を前提に単なる価格競争とは異なるものとするに加え、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされることは当然であるが、制度の導入からおよそ20年経過していることを踏まえ、法の趣旨を実現するための効果的な運用がなされているのかをつぶさに検証し、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられている制度の範囲内で不断の改善に努めること。
- 3-5. 千種区役所の改築にあたっては、令和10年度の完成に向けて障がい者そして外国人などすべての区民が利用しやすく親しみやすい新しい時代のモデル区役所になるようにすること。また、併設される図書館については限られたスペースを有効に活用して新時代にふさわしい施設になるように、設置準備段階から民間のアイデアと活力を最大限活用するなど区民に喜ばれる魅力ある施設とすること。
- 3-6. アセットマネジメントについては、将来の人口や世帯数の推計、高齢者や生活困窮者への対応等、さまざまな観点に留意し、市民合意の上で進めていくこと。また、市営住宅の保有量と住宅施策など、市の施策の方向性と各施設の今後のあり方について十分に整合性を図り、削減ありきの一律的な対応を行わないこと。
- 3-7. 今後、さらに複雑化・多様化する課題に対して、民間事業者の有する能力や創意工夫を行政サービスに生かしていくことは重要であるため、民間事業者との連携手法を整理したうえで、提案を一元的に受ける窓口を活用し、公民連携の一層の推進を図ること。
- 3-8. 職員の定員および給与については、より効率的・効果的な市政運営を実現するため適正な管理に努めること。
- 3-9. 市有施設において市職員に対するカスタマーハラスメントが発生していることから、職員の身の安全を確保する対策を充実

させること。特に職員の休職者数に占める精神疾患の割合が増加傾向にあるため、再度の休職者数を減らす点に着目するなど、メンタル面のケアに重点的に取り組み、安心安全な職場環境の構築に努めること。

- 3-10. 在宅勤務をはじめとしたテレワークについては、業務継続やワーク・ライフ・バランスの確保にとどまることなく、職員一人ひとりが能力を最大限発揮し成果をあげることができる「働き方改革」の一つとして活用すること。
- 3-11. 職員の業務効率化に大きな効果が見込まれるRPAをはじめとしたデジタル技術の導入については、効果を見極めながら積極的に進めること。また、DXを理解し業務改善のマインドを持つ人材の育成に取り組むこと。
- 3-12. 外郭団体については、より一層の効率的な運営に努めるとともに民間活力のさらなる導入を前提に統廃合を強力に進めること。また、市税を投入し報告義務のなかった団体についても決算報告をし、市民への説明責任を果たすこと。
- 3-13. 市職員が外郭団体に再就職する場合には、人物・知識・経験などの観点から真に適任者を選ぶとともに、人数および給与・休暇その他の待遇についても、市民の目線で考えること。
- 3-14. 市長および特別職の退職金については、制度そのものの仕組みの見直しを検討すること。
- 3-15. 市立大学医学部附属病院は、救急搬送件数の増加が想定されることを踏まえ、救急対応において特定機能病院として三次救急を中心とした患者の積極的な受け入れと医療人の育成に対応できるよう、救急医療体制を強化すること。
- 3-16. 市営住宅の維持管理のための財源を確保するため、住宅供給公社に委託している事務の民間移管を含む行財政改革を進めること。
- 3-17. 近年、国の最低賃金の増額幅が大きくなっていることから、本市の業務委託契約の相手である受託事業者における賃上げを

促進するために本市との契約金額について新しい最低賃金が実施される10月から速やかに人件費影響分の契約金額の変更を行うことで適正な価格転嫁と賃金上昇がなされ、市が事業者に負担を押し付けることがないようにすること。また、そのための財源措置を行うこと。

＜4＞「チャイルドファーストなごや」の実現

- 4-1. 子どもを安心して生み育てやすい環境を整備するため、なごや子どもの権利条例に基づく子どもに関する総合的な計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029」を着実に実施すること。また国が2030年までがラストチャンスとして定めた「こども未来戦略方針」を考慮して、本市においても少子化対策を進めて子育て支援を最大化すること。
- 4-2. 出会いや結婚の希望をかなえるための幅広い支援を行うとともに結婚できない理由として経済的な理由も一定数あることから、更なる経済的支援についても検討を行うこと。
- 4-3. 子どもの貧困対策を全庁的に強力に推進するため、子どもの貧困対策に係る事業を統率し、局横断的に進捗状況を把握・分析・評価しつつ、子どもの貧困の根絶に向けてバランスのとれた対策の推進を図るための司令塔たる組織を構築すること。
- 4-4. 児童虐待等の理不尽な仕打ちから子どもの人権と生命を守るため、システムを利用した情報の共有化を確実に図るとともに、弁護士を有効に活用し、児童相談所や区役所の体制を強化すること。教育機関、医療機関等との連携を密にし、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づいて児童虐待の撲滅に一層努めること。また職員の事務負担の軽減や職場環境の改善に努めるとともに、4ヵ所目となる児童相談所の設置を検討すること。
- 4-5. 妊婦健康診査については、国の動向にかかわらず現行の制度内容は堅持すること。また、全国どこでも安心して妊娠・出産できる体制を確保するために全額国庫負担とするとともに健診項目を拡充するよう国に対して働きかけること。

- 4-6. 不妊治療に対する総合的な支援については、国の動向を注視しつつ、保険適用外となる治療費に対する助成額を拡充することとあわせて、相談窓口における丁寧な対応や情報提供のあり方、社会への理解促進に努めるなど、不妊治療を受けやすい環境を整備するなど施策の検討を進めること。
- 4-7. 「不育症」について、保険適用外である治療費への助成制度を検討すること。
- 4-8. 待機児童対策については、令和7年4月1日に待機児童ゼロを継続したものの、利用を希望したが利用できていない児童がいる中、いまだ保育ニーズの増大が見込まれる地域もあることから、最新の保育ニーズをしっかりと把握するとともに、真の待機児童ゼロを目指し希望する保育所等を利用できるよう、国・県・市等の公有財産を有効活用するなど必要な入所枠の確保を進めること。また、保育所等整備に当たっては、地域への説明を事業者とともにしっかりと行い、地域住民に配慮した対応に努めること。
- 4-9. 多様な子育てのニーズや地域性を考慮したきめ細やかな保育サービスの拡充を図るため、病児・病後児保育、休日保育、一時保育等については、より一層の拡充と制度研究に努めること。とりわけ病児・病後児保育については、新たな往診型の導入を図るとともに利用料の更なる減免についても検討すること。
- 4-10. 乳幼児期は、人格形成の基礎となる大切な時期であることから、保育の量的拡充とともに、保育職員の研修の充実や、例えば見守りカメラの設置など保育環境のさらなる整備を図り、公立保育園より積極的に保育の質の向上に努めること。見守りカメラなどの環境整備の際には保護者に対して丁寧な説明を行い、理解を得ること。
- 4-11. 医師の育成支援や過重労働の改善を国に働きかけ、産婦人科医、小児科医の体制を強化し、救急医療体制の維持・拡充（24時間対応可能）を図るとともに、地域においても十分な治療が受けられるよう、関係機関とその対策について協議すること。また、小児難病対策を推進すること。

- 4-12. 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業については、指定医療機関を拡充するなど申請者の利便性向上に努めること。また土日に対応できる指定医療機関がないため、例えば名古屋市立大学病院に対応を求めること。
- 4-13. 小学校年齢期の放課後子ども施策については、「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」を踏まえ、保護者の就労形態や経済状況および子どもの満足度を鑑み、多様なニーズを捉え、利用者本位の総合的な放課後施策の拡充が早期に図れるよう進めること。
- 4-14. 市内在住の高校生を持つ家庭に対して、教育負担の軽減と子育て支援の両面から高校教科書の無償化と公共交通機関の通学定期代および駐輪場定期代の補助制度など通学の負担を軽減する補助制度を創設すること。
- 4-15. 児童生徒はもちろんのこと、保護者や教職員からの様々な悩みや心理発達等の相談に応じられるよう、小学校・中学校・高等学校への、こころの健康に関する学校医（精神科医）の配置を拡充すること。
- 4-16. 小中高生など若年層の自殺対策については、こころの病が深刻な社会問題となる中、悩みを抱える本人や家族への支援も含め、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、総合的な対策を講じていくこと。
- 4-17. 子ども・若者の自殺危機対応チームについては、関係局連携のもとで切れ目ない支援を行い、生きづらさを抱え社会から孤立する子ども・若者を取り残さない社会の実現に努めること。
- 4-18. ヤングケアラーについて、教育現場や子ども関連施設はもちろん、広く市民への周知啓発に努め早期発見につなげるとともに、関係局が連携して相談窓口の設置や必要とされる具体的な支援策の実施を早急に行うこと。
- 4-19. 困難を抱えた児童への在宅での支援を充実するため、医師の指示のもと、訪問看護師の活用を検討すること。

<5>安全なまち・安心な暮らし

- 5-1. 国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料の負担軽減については、今後とも消費税を財源とした軽減が確実に行われるよう国に働きかけるとともに、市として総合的な負担軽減策を検討すること。
- 5-2. いわゆる2040年問題を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護人材の確保に努めるとともに、医療と介護の連携や医療介護サービス、生活支援サービスの拡充等に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進と安心・安全な施設サービスの整備を推進すること。また、これらの取り組みにあたっては、行政、地域住民、医療、介護従事者などが一体となって「まちづくり」の視点を持って推進すること。
- 5-3. 在宅で介護を受ける高齢者およびそのご家族を支援するため、介護用おむつケア体制を継続的に整備するとともに、本市独自の介護用おむつ支給事業を新たに設けること。
- 5-4. 待機者ゼロを目指し多床室を含む特別養護老人ホームなどの整備を、長期計画に基づき着実に推進すること。また、整備にあたっては介護老人保健施設の建物を活用するなど、効果的な手法について検討を進めること。
- 5-5. 特別養護老人ホームと医療機関との連携を推進し、医療ニーズの高い利用者の受け入れ拡大を進めること。あわせて、長期に療養が必要な方に医療と介護を一体的に提供できる介護医療院の整備を進めること。
- 5-6. 高齢者のセーフティネットとして大きな社会的役割を担う民間養護老人ホーム及びケアハウスについては、施設の老朽化が進み、大規模修繕の必要性が高い状況にあることから、本市独自の大規模修繕を補助する制度を早期に創設すること。
- 5-7. 高齢化の進展に伴い、認知症の人の割合が今後も増加していくことが見込まれる中においては、令和7年4月に改訂した「名

古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、認知症に関する正しい知識と正しい理解を深め、認知症をより身近に感じるための取り組みを一層推進するなど、共生社会の実現に向けた認知症施策の総合的な推進を図ること。

- 5-8. 重層的支援体制整備事業については、各区に配置された専門職で構成される包括的相談支援チームにより、8050問題など複合的な課題を抱えた世帯を地域住民、社会福祉協議会などの関係機関、行政が連携して誰一人取り残さず支援することで、誰もが社会的に孤立しない地域共生社会の実現に向けてしっかりと取り組むこと。
- 5-9. ひきこもり支援については、市内の実態を踏まえた上で、市としての支援方針に沿って着実に支援を推進するとともに、保健医療・就労・高齢・生活困窮等を包括した、孤立を生まず、切れ目のない支援体制の構築を着実にかつ早期に進めていくこと。
- 5-10. 孤立死については、国・県と連携をして正確な実態把握を進めるとともに、防止策としてひとり暮らしの高齢者や障がい者等を地域全体で見守り支える仕組み作りを進めるなど、地域で孤立させないための取り組みを推進すること。
- 5-11. 障害者基幹相談支援センターは、地域の障害福祉にかかる相談支援の中核的な役割を担う施設である一方で、相談件数の増加や相談内容の複雑化といった課題を抱えていることから、地域連携コーディネーターを積極活用するなど、体制強化に努めること。また、支所管内への設置や開所時間の拡充に努めるとともに、相談支援事業所等の各種サービス提供基盤の整備に努めること。
- 5-12. 高齢者、障がい者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」が安心して入居できる民間賃貸住宅やさまざまな居住支援サービスに関する情報提供について、さらなる充実・強化を図ること。
- 5-13. 居住支援のより一層の充実を図るため、子育て世帯等が手ごろな価格で安心して住むことができるアフォーダブル住宅につ

いて、公民連携の仕組みなど先進事例を参考にして、その供給を推進すること。

- 5-14. 福祉向け住宅やシルバーハウジングについては、応募倍率の高い区分について関係局とともに課題を検討し、拡充を図ること。
- 5-15. 高齢者へのエアコン設置等助成事業については、地球温暖化による異常気象や、頻発する自然災害など生活者を取り巻く環境を鑑み、事業を継続して実施すること。
- 5-16. 市営住宅の障がい者向け住宅設備については、引き続き改修の機会を捉えて従来のハーフメイド方式を、柔軟な対応が可能な制度とするとともに、将来的なユニバーサルデザイン化をあわせて検討すること。
- 5-17. 敬老パスについては、オンライン申請の推進等により更なる利便性の向上を図るとともに、関係機関と連携した広報やポイント特典の導入など、高齢者の社会参加の促進と健康増進につながる取り組みを一層推進すること。あわせて新たな制度変更に当たっては、健康効果を分析・検証すること等により幅広い世代への理解促進につなげること。またタクシーなどへの拡大についても検討を進めること。
- 5-18. スポーツ基本法に基づき障がい者スポーツの振興を図るため、各区のスポーツセンターにおける地域スポーツ教室を拡充するとともに、パラスポーツ指導員を各区のスポーツセンターへの配置を充実させること。また、新たな障害者スポーツセンターについても、当事者、障がい者団体、地域住民の声を反映した施設となるよう丁寧に進めること。
- 5-19. こどもホスピス設立に向けた民間団体の取り組みについて、具体的な支援策について検討すること。あわせて設立後の運営に関して、市との継続的な協力関係を構築するための仕組み作りを検討すること。
- 5-20. いわゆる医療的ケア児支援法の成立を受け、医療的ケア児とその家族が個々の実態に応じた適切な支援が受けられるよう最大限に配慮すること。また支援にあたっては、医療、保健、福

祉、教育、保育、労働等に関する業務を行う関係機関および民間団体相互の緊密な連携のもと、切れ目なく行われるよう努めること。

- 5-21. 陽子線治療センターについて、市民が利用しやすいように現行の患者負担軽減策の拡充を図るとともに、これまでの診療報酬改定で保険診療となっていない適応疾患についても陽子線治療が健康保険の適用となるよう、国に強く働きかけること。また、今後も愛知・三重・岐阜など近隣自治体等へ積極的に働きかけるなど、広くPRを展開して患者確保に努め、長期的視点に立ち、がん医療の発展に向けた運営支援をすること。
- 5-22. がん検診については、検診の方法を含め、さらなる充実を図ること。がん検診のさらなる受診率向上のため、効率的効果的な個別勧奨・再勧奨（コールリコール）に取り組むとともに、若い女性が参加しやすい土曜、日曜に、市中心部の託児付き会場において、がんに関する学習会をがん検診とともに実施すること。
- 5-23. 乳がん検診について、高濃度乳房は日本人の約4割を占めるとされ、超音波による検査が有効とされていることから、マンモグラフィ検査と超音波検査を併用した検診をワンコインで実施できるようにすること。また、マンモグラフィ検診車などの巡回検診の充実を図ること。
- 5-24. 愛知県地域医療構想を踏まえて、名古屋・尾張中部構想区域内においては高度急性期・急性期病床が過剰とされる中でも、市立大学医学部附属病院が高度急性期・急性期の医療機能を十分に果たして、将来にわたり市民の医療ニーズに応えるよう努めること。
- 5-25. 「生理の公平」については女性の尊厳と健康にかかわることであることから、全庁で課題意識を共有し対策を講じるとともに、生理の理解促進に努めること。また、生理用品の区役所窓口での無償配布や市民が利用する公共施設等のトイレへの配備をはじめとする市の運営施設において幅広く推進すること。
- 5-26. 卸売市場法の施行など市場を取り巻く環境が変化する中で、流

通環境の変化に的確に対応した施設整備に努め、食の安全・安心をより一層図ること。特に開設から40年以上が経過している北部市場の機能向上については、あり方基本方針に基づいた整備基本計画の策定後も市場の変化に対応できるよう見直しを行い、より効率的な市場となるよう整備を着実に進めること。本場についても、引き続き施設整備に努めること。

- 5-27. 自殺に関する相談支援体制の強化を図ること。特に近年、女性や若年層の自殺者が増えていることに鑑み、属性に応じた支援のあり方についても検討すること。メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づくゲートキーパーや心のサポーターの養成・充実を図るなど「いのちの支援」について、市と市民が一体的に取り組む体制の構築を図ること。
- 5-28. ドメスティック・バイオレンスの防止・根絶に向け、総合的で一貫した支援に取り組むことのできる「配偶者暴力相談支援センター」のより一層の体制強化を図り、窓口が開設していない時間帯については、その他相談窓口の周知に努め、いつでも相談できる体制を構築すること。また、総合的な被害者支援施策を進めていくため、第5次計画についても、関係機関と連携しながら策定を進めること。
- 5-29. 架空請求による詐欺をはじめ、複雑・多様化する消費者問題に適切に対応すること。また、様々なライフステージに対応した消費者教育の強化や消費生活の安心・安全の向上を図るため、消費生活センターの相談体制や活動を一層充実させること。特に、認知症が疑われる高齢者を狙ったケースやネット販売におけるトラブルについては、その動向を注視するとともに関係機関で連携して再発防止に努めること。
- 5-30. 「名古屋市空家等対策の推進に関する条例」および「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空家等については、倒壊・崩落の恐れや環境衛生上の問題、防犯・防火の観点からも所有者等に対し適切な管理等を求めるための対策を講じるとともに、空家の有効活用についても早急に研究し進めること。
- 5-31. 防犯灯については、通勤通学を含む生活圏とライフスタイルの

変化による通行時間帯の拡大により、町内会、自治会による任意での設置が難しくなっていることから、市が地域の実情と通行者のニーズに応じた防犯灯の設置を行うなど新しい「防犯灯のあり方」を検討すること。

5-32. 犯罪抑止効果のある防犯灯の重要性が増してきており、照度のあるLED化の導入を進めていく必要があることから、引き続き助成制度を活用して導入を進め、電気料金の抑制や交換頻度の減少により、地域の負担軽減を図ること。

5-33. 防犯活動をはじめとする地域活動が活発となっていることから、地域の安心・安全・快適なまちづくり活動への補助制度の拡充を検討すること。また、自動車盗の認知件数は依然として多発していることから、相談体制の強化に加え、市が警察や防犯の専門家、自動車製造メーカー、業界団体と密に連携し有効な未然防止対策を講じること。

5-34. 通学路等における交通事故により子どもの生命が奪われることを防ぐため、通学路に限定した特別な安全対策基準を設けるなど、二度と痛ましい事故が起こらないよう対策を進めること。

5-35. 悲惨な事故から子どもたちの大切な生命を守るため、保育所・幼稚園における園外活動ルートや小中学校の通学路において、利用者の意見をしっかりと汲み取りながら歩道の整備や防護柵の設置、また路肩のカラー舗装化等の総合的な安全対策を講じること。

5-36. 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の交通ルールやマナーについて周知を行い、安全運転講習の実施など交通安全教育の推進を図り、交通事故防止に取り組むこと。また、被害者保護の観点から、自転車の交通事故により損害賠償責任を負う場合があるため、自転車の事故に備えた保険への加入を強く促すこと。

5-37. ドライブレコーダーを活用した犯罪抑止力の強化については、愛知県警察および市バス・ゴミ収集車からの提供映像の活用を進めるとともに、他の公用車にも拡大できるよう努めること。また民間事業者にも協力を呼びかけるなど、犯罪抑止力の強化

に向け、官民一体となつての取り組みを引き続き推進すること。

- 5-38. 社会のデジタル化が進む中で、高齢者や障がい者等が誰一人として取り残されることなくデジタル化の恩恵を受けられるようにするために、情報格差（デジタル・デバイド）の解消に取り組むこと。またデジタル推進委員の養成・活用についても検討し、高齢者等が、身近な場所で身近な人から I C T 機器・サービスの利用方法を学べる環境づくりを推進すること。
- 5-39. 交通事業の最大の使命である安全の確保のため、乗客の命を預かる運転士の睡眠時無呼吸症候群の検査、心疾患および脳疾患に対する専門的な健康診断を引き続き行うなど、健康管理の徹底を図ること。さらに、職員に対して綱紀粛正やコンプライアンス、安全確保の取り組みを徹底し有責事故ゼロを目指すこと。また、乗客の生命を守るため、テロ・自然災害等車内や駅構内で起こり得る危険事態を想定し、定期的に訓練を行うこと。
- 5-40. バス事業の最大の使命である安全・安心な輸送の提供に向けて、運行ミスの防止を図るため、ミスを起こす原因を検証するとともに、事故・トラブル発生時に的確に対応できるようマニュアルを徹底し、現場や外部からの意見を十分に取り入れながら、交通局が一丸となってさらに取り組むこと。
- 5-41. 令和 5 年施行の「名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」を、エスカレーター利用者へ広く丁寧に周知させることで、エスカレーターの事故防止・危険回避を図っていくこと。特に、市民だけでなく、観光客等への周知にも特段の配慮をしていくこと。
- 5-42. 市営交通はじめ市営施設におけるエスカレーターの事故防止・危険回避のため、安全対策を講じること。
- 5-43. 地下鉄可動式ホーム柵の全線への整備に向けて鶴舞線に関しては、上小田井駅について引き続き名鉄と調整を続けるなかで、安全で適切な整備を心がけること。
- 5-44. 安心して日常生活を送るために既存の公共交通のみではカバーできない公共交通空白地域の生活移送手段の確保のために、

関係局および民間運送業者、大型商業施設、商店街そして病院等の市民利用施設等と協力して地域の実情とニーズに対応した新たな交通網を創設すること。

- 5-45. 市北東部の総合的なまちづくりの着実な推進と広域交流の活性化を図ること。
- 5-46. ガイドウェイバスの小幡緑地以东については、利用者や人口が増加している状況であり、今後の乗客増などを勘案のうえ増便やバス停上屋の設置などを計画的に整備すること。
- 5-47. 高齢者や障がい者をはじめとするすべての人にやさしいまちづくりに努めるとともに、誰もが安全で快適に移動できるよう、2つの路線が交わる駅について地上へのエレベーターの配置を充実させること。
- 5-48. 障がい者の自立と社会参加をサポートする役割を担う盲導犬をはじめとする身体障害者補助犬について、盲導犬サーブ像の設置40周年と、アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機に、イベントの開催等による普及啓発を一層進めること。また、学校の学習教材に盲導犬サーブに関する教材を取り入れること等により、子どもの頃から身体障害者補助犬やバリアフリーといった社会福祉について考える契機となる取り組みを進めること。
- 5-49. 地域の子どもが誰でも幅広く一緒に遊べるインクルーシブな公園となるよう、遊び場についてもユニバーサルデザインによる遊具の整備を地域の格差が生じることのないように進めること。
- 5-50. 本市の「農福連携」については、「農業と福祉が連携し、障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がいのある方の自信や生きがいを創出し社会参画を実現する」という国の農福連携等推進ビジョンに基づき、今後も新たな取り組みを進め続けること。特に、新たに実施された「農業センターでの農業体験会」については、今後も継続していくこと。

- 5-51. 感染症対策については、県との連携を強化し、相談窓口や医療提供体制の整備を図ること。また、感染症対策に備え保健センター医師の確保に努め、患者の救急搬送等に従事する職員や市民利用施設への感染防止対策、市民への的確な情報提供など、総合的な対策、および予算措置に万全を尽くすとともに、感染拡大防止のため感染症の知識や感染防止策の啓発、訓練の実施に努めること。
- 5-52. 東海豪雨やこれまでの豪雨災害、また近年の線状降水帯による豪雨の教訓を活かし雨に強いまちづくりを進めるため、都市型の集中豪雨に抜本的に対応できるよう新たな計画を早期に策定し、その計画に基づき整備を進めること。また豪雨災害に対処するため、被害に関する情報を早期に集約・共有する手法を検討すること。
- 5-53. 水防法の改正等を踏まえた新たなハザードマップについては、市民一人ひとりが適切な避難行動ができるよう、マイ・タイムラインの作成を含めてきめ細かな周知・啓発に取り組むこと。
- 5-54. 雨水ポンプ所および管渠の増強を図るとともに、名古屋市総合排水計画に基づく浸水対策として、名古屋駅周辺での集中整備の早期完了を目指すことにより、雨に強いまちづくりをさらに推進すること。そのための下水道の整備に当たっては、河川管理者と十分に協議し検討すること。さらに自助・共助力向上のため、過去における水害の水位が一目でわかるよう表示すること。
- 5-55. 弥富相生山線については、地域住民の真意を汲み取り、道路の早期完成を目指すこと。また、地元周辺生活道路への自動車進入についても、地元住民の声をしっかり聞き、抑止対策を講じること。
- 5-56. 令和6年能登半島地震での被災状況等を踏まえ、災害時の断水対策の一つとして、消火栓とスタンドパイプを利用し、高齢者や要配慮者の利便性に配慮して、飲料水をはじめ生活用水を供給するとともに、応急給水施設等の場所や開設状況をウェブ上で公開していることについて、地域の災害対策委員など必要な方々への適切な周知・広報に努めること。

- 5-57. 安心・安全な暮らしを守るため、消防に必要な施設（署所・車両等）および人員について、消防力の整備指針に定める基準を満たすよう充足率の向上に努めること。
- 5-58. 土木事務所においては、市民サービスの向上のための職員の適正配置と機動力の増強に努めること。特に、日常的に発生する現場での修繕や維持管理業務等については、安心・安全な市民生活に直結することから、より迅速かつ適切な対応を図るために必要な人員を確実に確保・育成するとともに、近年激甚化する豪雨や台風などの災害に備えて、体制の強化を図ること。
- 5-59. 令和6年能登半島地震を踏まえた地震対策について、市職員の被災地支援で得た課題を踏まえて、本市の防災対策、計画の見直しを行うこと。また、多様な意見を反映するため、関係機関に積極的に働きかけを行うなど、防災会議委員へのさらなる女性の登用に努めること。
- 5-60. 地震・津波などの自然災害や大火災等の緊急事態が発生した場合の損害を最小限に止め、行政事務・業務の継続や早期の復旧を可能にするための方法・手段について取り決めておくBCP（業務継続計画）の精度向上を継続的に行うこと。
- 5-61. 南海トラフ巨大地震等の発生に対応できるよう、地域防災活動拠点や災害時要援護者が利用する施設等の耐震化を「建築物耐震改修促進計画」に基づき着実にを行うとともに、民間病院・民間住宅等の耐震化の支援策を強化すること。あわせて、複数の事業者から電力エネルギーの提供を受ける契約の拡大を図るとともに、非常発電設備、蓄電池や独自の発電設備を備えた施設整備の促進に取り組むこと。
- 5-62. 診断結果の報告が義務化された要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援制度のなお一層の充実を図ること。
- 5-63. 応急仮設住宅の必要戸数および建設候補地については、南海トラフ巨大地震等の被害想定や予想される津波被害に基づいて適切に見直すとともに、他局とも調整して早急に確定すること。

- 5-64. 南海トラフ巨大地震等に対する市民の不安が高まるなか、住宅等の耐震化の支援を進めるだけでなく、耐震シェルター、耐震ベッドの設置について関係団体の協力を仰ぎ、しっかりとPRに努めるとともに、他都市を参考にしながら補助制度のさらなる拡充を行うこと。
- 5-65. 軌道下、河川下、緊急輸送道路下、ならびに避難所や行政機関、災害拠点病院等の最優先防災拠点施設と水処理センターを結ぶ下水管路である重要な幹線等については最優先で耐震化を進めるとともに震災用マンホールの整備を進めること。また広域防災拠点における大規模公園等に至る下水管路についても耐震化を進め、早期に完了させること。
- 5-66. 避難所におけるトイレの確保は最重要であることから、いどきに多人数が使用できるよう、震災用マンホールを改良するとともに、直結式仮設トイレの増加を図ること。さらに、避難所の敷地内で仮設トイレを使用できるよう、避難所となる小中学校の校庭に災害時の緊急対応として排泄物の貯留・処理をかねた下水道直結の貯留槽の埋設に向けた検討を行うこと。
- 5-67. 災害時に有用とされる液体ミルクについて、必要とされる方に速やかに行き渡るよう備蓄のあり方について検討を進めるとともにその有用性を市民に対し周知・啓発をすること。
- 5-68. 名古屋港の総合的な耐震・津波・防災対策に係る予算のさらなる拡充について、国に強く働きかけること。また、堤外地（防潮壁外側の土地）への津波・高潮災害の低減を図るため、ハード・ソフト両面から必要な対策を講ずるようあわせて要請すること。
- 5-69. 南海トラフ巨大地震とそれにともなう津波や水害、土砂災害などの自然災害に備えるためJAXAから提供を受けられることになった陸域観測技術衛星「だいち2号」の衛星画像データ等を大規模災害時や防災訓練および相互連携協定を締結している中部大学との訓練等に積極的に活用すること。
- 5-70. 令和4年5月策定の公共施設等総合管理計画に基づき、公共土木施設の維持管理については、防災面など市民の安心安全の観

点から、予算確保を行うとともに、計画的に進めること。また、長寿命化等のアセットマネジメントの手法を用いた予防保全を進めること。

- 5-71. 道路陥没の予防保全対策としての路面下の空洞調査においては、より精密で正確な調査を引き続き実施すること。また、下水道施設に起因する道路陥没事故から市民を守るため、国の動向も踏まえつつ、下水管内調査に取り組むとともに、計画的な下水管の修繕・改築に努めること。
- 5-72. 南海トラフ巨大地震や風水害等の自然災害から子どもたちを守るため、学校における防災教育を推進するとともに、津波発生を想定した避難訓練を実施するなど、防災意識の向上に努めること。
- 5-73. 帰宅困難者対策の推進を図るため、企業に対して「むやみに移動開始しない」を普及啓発するなど、企業防災への取り組みを強化するよう努めること。また、帰宅困難者の受け入れ施設については、未だ十分な施設が確保されていないことから、地域住民の避難所確保を優先しつつ、さらなる確保に向けて、必要な措置を講じること。
- 5-74. 自宅が安全であれば自宅にとどまることや、安全な親戚または知人宅へ避難することなど、多様な分散避難の考え方を示し、市民一人ひとりの行動が変化していくよう丁寧な啓発に努めること。また、安心して避難所外避難をしてもらえるよう、指定避難所に行かなくても支援が受けられるような仕組みづくりや周知に取り組むこと。
- 5-75. 災害救助物資の備蓄については、状況やニーズの変化および製品の進化に応じて品目を追加するなど柔軟に対応するとともに、迅速かつ円滑な物資の供給が図られるよう努めること。また、生理用品については、女性の意見を取り入れて必要な種類と品質のものを用意しローリングストックの活用としては学校や区役所等での生理の公平対策に役立てること。
- 5-76. 大規模災害など不測の事態に備え、市有施設等について避難所のさらなる指定を進めるとともに、民間の旅館、ホテル等

との協定締結にも取り組むこと。また、福祉避難所への避難が必要とされる利用対象者について、全体数を把握したうえで、福祉避難所の適切な個所数の目標値を定め、計画的な増設に努めること。あわせて、妊産婦や乳幼児を対象とした福祉避難所の設置について検討すること。

- 5-77. 熱中症から子どもたちを守るためや、災害時における避難所機能の向上を図るため、指定避難所となる小学校体育館へのエアコン設置を計画通りに進めること。また災害時の活用を見据えた都市ガスとプロパンガスの併用方式での整備についても、滞りなく進めること。また市立高等学校の多くが指定避難所になっていることから、市立高等学校体育館においての整備計画を早期検討すること。
- 5-78. 指定避難所におけるトイレの備蓄については、簡易トイレの数量は収容想定人数に対して1人あたり1日5回分に増量するとともに、避難者20人あたり1つの個室を確保できるようパーテーションを備蓄すること。また、トイレトーパーについても1日あたり1ロールが7人分相当になることから、収容想定人数分の備蓄を進めること。
- 5-79. 東日本大震災の被災地であり友好都市でもある陸前高田市に対して、名古屋市が持つ文化・観光資源による応援を積極的に行い、文化交流のきずなを保ちながら被災地に勇気と希望を送り続けること。
- 5-80. 各種案内標識については、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会やリニア中央新幹線開業を見据え、障がい者や高齢者、視線の低い子どもや外国人でも一目でわかる絵柄や英語併記とするなど、引き続き整備・拡充に努めること。
- 5-81. 介護職員等の奨学金返済支援事業については、離職防止、定着促進および人材育成に資する重要施策であることから、制度の継続と拡充に努めるとともに、介護従事者の心身のケアを充実させる施策にも積極的に取り組むこと。
- 5-82. 障害福祉サービスの人材不足を解消するためには、賃金等の処

遇改善が重要であることから、本市が定める地域生活支援事業の報酬や、事業所に対する補助について、適切な水準となるよう早急に増額を実現すること。

- 5-83. 学校の樹木管理については、教育委員会が樹木の知見を持つ緑政土木局と連携・協力しながら、正しい知識を持った人が安全対策と適切な維持管理に配慮した「樹木マネジメント」をするように整備していくこと。
- 5-84. スタートアップ企業支援補助金における奨学金返済の支援を活用し、企業の人材確保を後押しするとともに、業種や職種に限らない制度の拡充に努め、より多くの若者が将来に希望をもって活力ある生活が送れるよう奨学金返済支援施策の充実に向け検討を進めること。

＜6＞「環境首都なごや」の実現

- 6-1. 国際社会をリードする環境首都なごやとしての自覚に立脚し、温室効果ガスの排出「実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、「気候非常事態宣言」について検討すること。また、CO₂削減をはかるための具体的行動を市民に働きかけるため、特に省エネ・省資源型のライフスタイルの確立や燃料電池など、最新環境技術の導入促進を図るとともに、エネルギー・環境分野で成長戦略を推進し、校庭、園庭の芝生化および駐車場、屋上の緑化等の推進を図ることにより、地球温暖化防止・脱炭素社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進すること。
- 6-2. 生物多様性施策については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催都市としての責務を果たすべく、その保全と次世代への継承のため実効性のある取り組みに努めること。
- 6-3. 焼却灰の溶融をはじめとする資源化を費用対効果も考慮しながら進め、埋立処分場の延命を図るとともに、溶融スラグの有効利用を着実に行うこと。また、生ごみを利用した発電施設を建設する等、生ごみ資源化システムを構築し、持続可能な「循環型都市なごや」を目指すこと。

- 6-4. 使用済小型家電に含まれる良質で希少な都市鉱山資源の再利用に努めるとともに、回収ボックスの設置場所等の周知、徹底に努めること。また小型家電リサイクルの定着と環境にやさしい持続可能な社会が第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会のレガシーとなるよう都市鉱山メダルの製作を進めること。
- 6-5. 環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け、主体的に行動できる人づくり・人の輪づくりを進めるため、「名古屋環境学習プラン」に基づき施策を展開すること。また環境の保全、経済の開発、社会の発展と調和を保ちつつ進めていくための方策などについて議論された「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ世界会議」の開催地にふさわしい都市の実現を目指すこと。
- 6-6. 堀川の水質向上を目指し、維持管理用水を確保するとともに、「堀川まちづくり構想」に基づき、いこい・にぎわい・活力ある水辺環境の創出を図り堀川を核とした観光地づくりを進めること。
- 6-7. 新堀川については、市民の生命を守る貯留施設として活用するとともに、市民に親しまれる河川となるよう、水源の確保を含め、将来にわたる一体的な計画を検討すること。
- 6-8. マナカのさらなる利便性向上を図り、公共交通機関の利用促進につながるサービスの充実や、低公害・低燃費車の導入を図るなど「人と環境にやさしい交通体系」を構築すること。
- 6-9. 燃料電池バスなど新たな先進技術によるバス車両の導入を拡大するなど、環境への配慮と経済効率との両立を十分に検証し整備すること。
- 6-10. 本市所有の公用車については民間委託等も含め、順次台数の削減を進め、効率的運営を図るとともに災害時の電力確保の観点からも電動車の導入を積極的に図るとともに、民間へのゼロエミッション車等の普及促進につながる補助制度の拡充を図ること。

- 6-11. 持続的で安定的な都市経営を将来にわたって行っていくため、市施設への節電対策としてＬＥＤ照明の推進を図り、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、多様な再生可能エネルギーの導入など、「環境首都なごや」にふさわしい施設整備を展開すること。
- 6-12. 仮称名古屋版ＲＥ１００を推進し、再生可能エネルギー由来の電力のさらなる導入拡大を市民や事業者へ波及させることにより、温室効果ガス削減の実効性を図ること。
- 6-13. 未だにないならない公共の場におけるペットの糞尿被害を防止するため、特に悪質な条例違反者に対しての罰則規定を検討するなど、対策を強化すること。また飼い主に対する啓発を行うなど、ペットマナーの向上に努めること。
- 6-14. ３Ｒを徹底したうえで残る清掃工場での焼却ごみは「ごみ発電」という重要なバイオマス発電として捉え、工場の更新時には最新技術を導入し、より一層電力の回収ができるよう発電効率の向上に努め再生可能エネルギーの促進や利活用を図ること。
- 6-15. 食品ロス削減については、本市が令和６年３月に策定した「第６次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、家庭系、事業系にわたり一人ひとりの意識改革ができるような啓発と食品ロス削減に向けた具体的な仕組みづくりに取り組むこと。
- 6-16. 世界的課題となっている海洋プラスチックによる環境汚染に対処するため、使い捨てプラスチックの使用削減、代替品の利用、プラスチック資源の効果的な回収を促すための施策を推進するとともに、市民への積極的な情報発信と啓発に努めること。加えて、令和６年度から開始したプラスチック資源の一括収集について、分別率向上のため、引き続き広報・啓発に努めること。
- 6-17. 広く住民に課税される森林環境税の税収から譲与される森林環境譲与税の使途については、森林整備を支える木材利用や普及啓発としての木育および森林環境教育の推進が期待されていることから、学校施設等の木造化・木質化やＳＤＧｓに関する

る環境教育の推進など、子どもたちを温かく育む、豊かな環境づくりや人材育成との視点に立った活用を引き続き検討すること。

＜7＞「国際交流拠点都市」名古屋の実現

- 7-1. 人口減少社会にあって交流人口を増加させるため、幅広い業界に経済効果を及ぼす観光産業を成長戦略の切り札と位置づけたうえで、人的・経済的・文化的な相互交流の取り組みを一層推進するなど、訪日外国人観光客増加による地域の活性化や観光振興等に最大限資する施策を効果的かつ戦略的に行うこと。また、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会を契機に実施する観光誘客、機運醸成の施策については、令和9年度以降も大会のレガシーとして継続的な取り組みを検討すること。
- 7-2. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催およびリニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりにおいて、すべての人が暮らしやすい社会の実現を目指す「ユニバーサルデザイン」を取り入れ、国際交流拠点都市として、一人ひとりの人間性を尊重する社会環境づくりや人材育成に努めること。また、観光や産業振興、防災危機管理など、あらゆる分野における「ユニバーサルデザイン」の普及に努めること。
- 7-3. 名古屋駅周辺における公共空間の整備にあたっては、歩行者の回遊性の向上を図るとともに、来訪者にとっての憩いの場や緑の創出、および災害発生時の退避場所となる空間づくりに配慮すること。また、今後リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅のスーパーターミナル化を目指し、各交通機関相互のさらなる乗換利便性向上を図り、名古屋大都市圏の玄関口にふさわしい駅前のまちづくりを推進すること。さらに、名古屋駅地区、栄地区を核とした都心部全体の魅力をさらに高め、中部圏の中核都市にふさわしい都心部を形成していくために、まちづくりと連携し公共交通を中心とした総合的な交通体系の形成を推進すること。
- 7-4. 名古屋市の産業活性化を強力に推進するため、研究開発・情報

機能の強化を図るとともに、航空宇宙や医療・福祉・健康産業など、次世代産業の育成と誘致を積極的に推進すること。

- 7-5. サイエンスパーク事業については、国の政策との整合性を確保したうえで、重点産業集積地域として、エリア全体の相乗効果が最大限発揮されるようにすること。また、医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーンについては、事業を着実に進めること。
- 7-6. 令和5年度に更新した中川運河再生計画に基づき、うるおいや憩い、賑わいをもたらす運河の再生に向け着実に推進すること。特に、リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅周辺のまちづくりが進む中、ささしまライブ24地区や名駅南地区に近接する中川運河にぎわいゾーンについて、積極的に取り組むこと。
- 7-7. 国際展示場の整備に当たっては、モノづくり文化交流拠点構想や、レゴランド建設計画との整合性を図るとともに、国際展示場の名に相応しい適正規模での整備を検討すること。また、国際展示場の運営については、利用者の立場に立って効率的な管理に努めること。
- 7-8. 金シャチ横丁の整備については、国内屈指の城郭である名古屋城の特性を活かすとともに、名古屋城及び周辺において歴史文化を感じられる空間の形成をすすめるため、名城エリア全体の魅力向上と賑わい創出に向けて創意工夫を凝らしながら第二期整備等に取り組むこと。
- 7-9. 名古屋市文化芸術推進基本条例に基づき初めて策定される次期文化芸術推進計画（計画期間：令和8年～12年）の策定にあたり、文化芸術の普及に資するため、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、優れた公演・事業に接する機会をつくること。あわせて文化・芸術団体活動の支援強化に努めること。
- 7-10. 「芸どころ名古屋」と呼ばれる文化・芸術の発信と、優れた感性や豊かな創造性のさらなる醸成のための中規模ホール機能を備えた新たな複合集約的施設を整備し、市民ニーズにこたえとともにユネスコ創造都市にふさわしい都市部のまちづくりを進めること。

- 7-11. 誰にも親しまれ、誰もが訪れてみたくなるまち名古屋の構築を目指し、歴史・文化・芸術・芸能を活かした観光行政の展開を図り、新たな観光開発や名古屋らしい魅力の創出に取り組むこと。また、「名古屋市観光・MICE戦略2028」に掲げる事業の展開にあたっては、関係局と連携し、着実に実現すること。
- 7-12. 新たな市民会館の整備については文化芸術と観光等、他分野との連携を目指すとともに、総合的な文化芸術政策をけん引する名古屋市の中核施設として金山駅周辺のまちづくり構想と一体となって進めること。
- 7-13. 堀川を活用したにぎわいづくりについては、干満の影響による運航への制限もあることから、課題を整理し、定期運航につながるよう努めること。
- 7-14. 宇宙へのロマンや科学的好奇心を育むため、本市科学館にある世界最大級のプラネタリウムの魅力を最大限に引き出すコンテンツを充実させること。また、科学館等の教育施設としては全国初となるJAXAとの連携協力協定に基づき施設や資料、人材を活用した取り組みを実施し全国・世界へ魅力あふれる名古屋の発信に努めること。子どもたちが入場しやすい体制づくり「こどもファスト・トラック」を取り入れ進めること。
- 7-15. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会のメイン会場に予定されている瑞穂公園陸上競技場において、将来的にも活用できる施設とするため、先進事例を参考に最新技術を導入するなど、必要な整備を推進すること。
- 7-16. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会については、名古屋競輪場に建設されたBMXコースにおける競技開催に向けた準備を進めるとともに、同BMXコースで様々な国内および国際的な自転車競技を招致できるような環境整備に向けて関係機関と連携すること。
- 7-17. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会については、地域の発展や地域経済の活性化につながる歴史的な大会となるよう、組織委員会をはじめ県や関係機関と十分な連携を図

ること。また第5回アジアパラ競技大会の開催にあたり、スポーツを通じた市民の健康づくりやすべての人にやさしいまちづくりに取り組むこと。

- 7-18. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会において、多くの選手団や国内外からの観戦客が見込まれることから、ホスピタリティの観点から医療体制や輸送体制および十分な大会ボランティアの募集と研修体制の構築を早急に進めるとともに、地域や学校等との交流事業の創設やインバウンド対応について地元経済界や商店街等と連携し地域観光および経済の活性化を図ること。また、大会のレガシーとしてスポーツ文化の醸成や最先端技術の導入につとめること。
- 7-19. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会は、国内外から多くの人々が来訪することから、この機会に「もったいない精神」「モノを大切にする気持ち」を発信し、本市の取り組みをPRしていくとともに、環境に配慮された大会となるよう、関係局を通じて組織委員会への働きかけを行っていくこと。
- 7-20. あおなみ線は名古屋競馬場跡地の民間開発等による利用客の増加が見込まれることから、今後はさらに沿線整備を推進するとともに、地下鉄・市バスなど他の交通機関との乗り継ぎの利便性の向上を図り、中部国際空港までの延伸を含め、その将来像について積極的に検討を図ること。
- 7-21. 世界の平和に貢献するため、姉妹友好都市およびパートナー都市との間の交流を深めていくとともに、市民レベルの交流を支援し友誼の絆を強くすること。また、今後は世界情勢を踏まえて旧西側諸国だけでなく東ヨーロッパ、インド、中東、アフリカ、東南アジア方面の都市との交流を検討すること。
- 7-22. ウズベキスタンの首都であるタシケント市との観光・文化交流におけるパートナー都市連携については、中央アジアの宝石と呼ばれる同都市の文化、芸術および遺跡などを市民に知ってもらい、都市間の友情を深めるために各分野における専門性の高い関係機関や大学等と連携して学術研究を進め、できるだけ早期に市内の展覧会開催を目指すこと。

- 7-23. 中部国際空港に他の国際拠点空港のバックアップ機能および地域の産業や人流を支える役割を持たせる観点から第二滑走路の設置に努めること。

＜8＞教育の世紀への改革

- 8-1. 子どもたち一人ひとりの学力の充実・向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育むため、幼稚園から高校までの学びの連携を図ること。例えば、小中一貫・中高一貫校の設置など、時代に即した様々な可能性の検討を進めること。
- 8-2. 幼稚園における預かり保育について、よりいっそう周知を図り、保護者のニーズ把握に努めること。
- 8-3. 中学生や高校生への学習支援事業については、事業を行う上での課題や問題点等の把握・整理をしっかりと行うとともに、大学進学も視野に入れた内容の充実を図るなど、学びたいと願う子どもたちを一人でも多く支援できるよう関係機関が連携して力強く推進していくこと。また遠方から利用する子どもたちへの交通費支給など利便性の向上と負担軽減をはかること。
- 8-4. 学校におけるいじめについては、不登校や自殺につながる恐れのあることから、より一層の対策を講じること。特に国が示したいじめの定義を教員だけでなく児童・生徒にも繰り返し周知するとともに、学校・子ども・保護者・地域が一体となって日常的に積極的な情報収集を行うこと。また、これまでの固定概念にこだわらず、学校内の防犯カメラ導入などソフト・ハードの両面から新たな対策を取り入れ、未然防止に努めること。さらに暴力、金品強要、脅迫、人格否定や差別などの刑法事案、民事事案、人権侵害事案に当たる場合は解決のために他機関の関与を必要とするとの認識を強く持ち、必要な対応を行い事態の深刻化を防ぐこと。
- 8-5. キャリアナビゲーターの知識向上に努めるとともに、より多くのナゴヤキャリアタイムサポーターに登録してもらうことで、幅広い教育環境を整えること。

- 8-6. 小学校の給食については、子どもの豊かな成長・健康の増進・人格形成にプラスとなる食育推進の観点から無償化を国に強く働きかけるとともに、市独自でも無償化について検討すること。またアレルギー除去食対応のみならず、代替食についての導入・研究に積極的に取り組むこと。
- 8-7. 子どもたちの健やかな成長のためのバランスの取れた食事と食育の充実、ならびに共働き世帯の増加によるお弁当を持たせることへの負担感を軽減するため、市立中学校における完全給食の実施について引き続き検討を進めること。
- 8-8. 市立中学校におけるスクールランチ事業については、令和6年に公正取引委員会より現行の入札・契約制度下において談合の認定を受けたことで事業継続の危機に陥っており子どもたちと保護者に大きな不安を与えていることから、再発防止と今後の持続可能な事業運営のために従来の委託方式を根本から見直して、市教委と実施事業者においてウイン・ウインな関係を構築できる新たな方式を早期に確立し、子どもたちにとって安全で豊かなスクールランチ事業を継続できるようにすること。
- 8-9. 交通事故等から子どもたちを守るため、学校をはじめ地域安全や道路管理の観点からこれまでの施策の検証を行い、地域やPTA等からの要望を積極的に反映させるため、現場ごとに有識者等の見識を取り入れるなど専門的な観点からの対策案を練りだすことで、安全・安心な通学路になるよう抜本的な対策に取り組むこと。また、国および警察など通学路の安全性に関わる関係機関と連携した対策を強く要請すること。
- 8-10. 小学校入学から高校卒業までの間の学校教育費負担を軽減するため、給食費、スクールランチ費、修学旅行費や高校教科書の購入など、学校教育関係の諸々の購入費に充てることができる「学校教育バウチャー制度」の創設に向けて、検討を開始すること。
- 8-11. 「新たな運動・文化活動」いわゆる部活動の民間委託事業について、令和6年度に契約事業者による不適切な実施が発生したことから、持続的で良質な部活動を確保するために価格よりも質を重視する事業者選定方式に改めること。

- 8-12. 給付型の入学支援金制度については、教育費の負担を理由に少子化が加速している現状と他の奨学奨励制度の状況を踏まえ、更なる拡充について検討すること。
- 8-13. 将来を担う若い世代が、政治参加に向けて、行動力、判断力を培うことの出来るように、学校現場における主権者教育に多角的に取り組むこと。特に市立高校教員について、主権者教育の研修等を受けること。
- 8-14. 若者をはじめとする有権者の投票率向上を目指し、期日前投票の投票所を商業施設等への設置を拡大するよう今後も柔軟に取り組むこと。
- 8-15. 若者世代が、より一層、市政へ参画できるよう、市民委員を委嘱する際に配慮するなど、本市審議会への若者登用に可能な限り努めること。その他、世代間合意が不可欠な施策に対し、若者の声を反映させる仕組みについても検討を進めること。
- 8-16. 就職氷河期世代への支援について、相談体制の強化や、教育訓練から就職までの切れ目のない支援、個々の状況に合わせた丁寧な伴走型支援、官民協働による雇用機会の創出支援、同世代を対象とした本市職員採用についてなど、一人ひとりに寄り添う積極的な支援を推進すること。
- 8-17. 奨学金の返還に苦しむ若者が多くいる状況に鑑み、国が地方創生の枠組みにおいて設置している「奨学金を活用した若者の地方定着促進」制度について、国の動向を注視するとともに、名古屋市として、若者の定住促進や奨学金の返済に苦しんでいる方への支援のあり方について拡充を検討すること。
- 8-18. 子どもの貧困を断ち切る観点から、小学校における学習の充実に向け、学習支援講師の配置拡充に努めること。
- 8-19. 学校プールの老朽化を踏まえ、施設整備・維持管理などの費用面や、屋外冷水プールでの夏季水泳指導の教育的効果、あるいは近隣の民間施設等を活用するなど総合的な観点から小学校プールの今後のあり方について地域防災の観点も考慮して検討す

ること。

- 8-20. 児童・生徒の健全育成のため、校庭はじめ学校施設の狭隘化について名古屋市全体の問題としてとらえ、関係局と協議・連携して早急に対策を検討すること。
- 8-21. 「グローバルエデュケーションセンター」「幼児教育支援室」については、関係局との情報交換・情報共有や調整・連携に多面的に取り組み、他都市の模範となるよう事業を展開すること。
- 8-22. 不登校児童・生徒への支援について、校内の教室以外の居場所づくりを全小学校に拡大するとともに、教育支援センターの拡大、アウトリーチ型相談支援の充実、民間フリースクールとの人事交流も含めた連携、ICTを活用した学習支援の導入など、効果的な支援のあり方について早急に検討し、一日も早く本市としての方針をとりまとめ、一人ひとりに寄り添った支援の強化に努めること。
- 8-23. 不登校児童・生徒の多様な学びの場、居場所として民間フリースクールの役割が重要となっている中、利用料が大きな負担となっていることから、不登校児童・生徒の保護者への支援として利用料補助を行うこと。
- 8-24. 不登校児童・生徒をもつ保護者を対象として、不登校についての捉え方や児童生徒への接し方を学ぶ機会を拡充するなど、保護者への支援を充実させるため、教員やスクールカウンセラー等に対し不登校に関する研修や幅広い進路助言ができるように知見を深めるよう努めること。
- 8-25. 不登校児童生徒のうち学習意欲のある児童生徒の学びを保障するため、オンライン学習支援サービスのアカウントの提供に加えて児童・生徒が一元的に授業を受けられる仮称「名古屋web小学校・中学校」を創設して、オンラインによる参加型の授業等を受けることができる仕組みを設け、参加者を出席扱いにできるよう運用上の取り扱いを整理すること。
- 8-26. いじめや非行および不登校や引きこもりなどの解決に向けて、子どもが抱える課題や問題行動を環境（偏った教育方針、虐待

や貧困、DV等）との関連で把握し家庭訪問を行い、対策を包括的に講ずること。

- 8-27. 市立なごやか中学校についてはあらゆる広報媒体を通じて多角的な情報発信に努めるなど、入学を希望する全ての方が申込できるよう、周知に努めるとともに、十分な教育環境を整えること。また日本語教育の充実にも努めること。
- 8-28. 児童虐待を速やかに発見する為、子どもたちに対して様々な機会をとらえて虐待とは何かを教え、子ども自身による相談や自己申告を促す取り組みを検討すること。また、関係機関に子どもが自己申告をしやすい環境をつくるための講習や研修を行うこと。
- 8-29. 図書館における指定管理者制度の導入においては、その目的を十分に踏まえ、金額だけでなく、市民にとって最も質が高く、優れた提案を選定するとともに、障がい者の雇用にも配慮すること。あわせて、図書資料を活用して利用者の課題に応えるという図書館の役割を常に持ち、託児サービス等親子が気軽に訪れることができる施設となるよう指定管理者を指導すること。
- 8-30. なごやアクティブ・ライブラリー構想の推進にあたっては、単なるハコモノ整備とならないように本市の図書館のあり方、目的や実現可能性について議論を行いながら進めること。また、本市初となる新図書館については館内のバリアフリーは当然として、各種交通機関等から図書館への導線についてもエレベーターを新設するなどバリアフリーなアクセスになるよう関係機関と連携して整備すること。
- 8-31. 日本一豊かな学校給食を目指すため、なごやめし給食を充実させること。また、従来の姉妹友好都市献立などの特別献立についてもなごやめし給食同様に公費負担して平時の献立を安定、充実させるとともに給食を通じて食育を推進すること。
- 8-32. 学齢期において金銭の大切さや金融の仕組みについて学ぶことが、将来自立した消費者として安全で豊かな消費生活を営むために大変重要であることから、金融の専門家を講師派遣し学校での消費者教育コーディネーター派遣事業の充実を図るとともに

に、子どもたち全員が受講できるよう努めること。

- 8-33. 多子世帯への支援について、次期わくわくプランの中に盛り込むとともに、具体的に負担軽減の施策を局横断的に検討すること。
- 8-34. 少子化対策や子育て支援の観点からも高校生を持つ市民の家庭における様々な教育負担の軽減を図ること。特に令和9年度でリースが終了する市立高校のタブレット端末の貸与については生徒の学習環境に差をつけないことや、セキュリティーとサポートおよび各種保証等に配慮するとともに家庭に負担がかからない形で使用させられるよう、適切かつ市民全体の理解が得られるように検討を進めること。また、県立高校に進学する生徒を持つ市民の家庭についても同じ観点から適切な支援を行うこと。

総務局関係への要望

<1> 総務局所管全般について

1. 少子高齢化や人口減少の進行は、この圏域の多くの自治体においても避けられない課題であることから、将来にわたり各自治体が都市機能を維持するために必要となる圏域における自治体連携を図ること。
2. 本市施策が市民に十分に伝わっていない現状があることから、伝わりやすい広報のあり方を検討するとともに、効果的な広報活動を行うために必要な予算額を確保するよう努めること。
3. 職員の不祥事が発生している状況を重く受け止め、職員研修の充実を図り、職員自身のモラルを高めるとともに、市民サービスの向上に一層努めること。
4. 広く市民に平和の尊さを啓発するとともに、未来にわたり平和を継続させるためにも、「愛知・名古屋戦争に関する資料館」については、若い世代にわかりやすい内容となるよう資料の入れ替えや企画展示を行うこと。また、「なごや平和の日」の制定の趣旨を踏まえ、特に若い世代への平和意識の醸成を図ること。
5. 市会事務局の調査機能の強化、拡大を図るため必要な措置を講ずること。
6. 市長特別秘書制度については公務と政務の線引きが曖昧であることや業務の成果報告の仕組み等が整っていない点など、制度的欠陥が明らかであることから条例の廃止を検討すること。
7. 市立大学は、市民によって支えられる公立大学法人であることから、自主的・自律的で透明性の高い大学運営をめざすとともに、幅広い医療系学部・学科等を有する特性を活かし、総合大学としての機能の充実を図ること。また、これまでの研究成果や実績などを市民に広報し、さらなる理解を深めること。

8. 市立大学を新たに地域貢献の拠点と位置づけ、学生や教員が一丸となって知的資源の市民への還元や都市課題となっている地域コミュニティ再生等の取り組みを積極的に推進することにより市民に支えられた大学としての使命を果たすこと。
9. 市立大学医学部附属病院においては、高度医療機関、地域の中核的医療機関としてがん治療研究や難治性疾患の治療、先進医療機能の充実に努めること。
10. 市立大学の認知症に関する基礎研究については、先進的なゲノム医学に基づく研究を推進することで、認知症の発症メカニズムの解明や予防法・治療法の開発を目指し、市民および国民に貢献できるよう努めること。
11. 高度急性期から慢性期まで幅広い医療を提供する市立大学医学部附属病院群が一体となって地域包括ケアシステム構築のための市域内課題を解決できるよう、健康福祉局等をはじめ関係機関と連携を図り推進すること。
12. 名市大生スタート支援奨学金については、制度開始から8年が経過し物価が大幅に高騰していることを踏まえて財源を確保しつつ支給金額の増額を検討すること。
13. 市立大学は7学部8研究科を有する総合大学として、さらなる魅力向上を図り、行政、企業との連携や高大連携を推進するなど、地域貢献活動に取り組むこと。また、卒業生が当地域で活躍できるようサポートに努めること。
14. 学生生活や学業のみならず、学生の将来にわたって大きな影響を与えるギャンブル等依存症については、早期の予防的措置を講じる必要があることから、市立大学において、できるだけ多くの学生の目に留まる効果的な方法により、一層の周知・啓発に努めること。
15. 障害者雇用促進法の主旨に則り、これまでの実績を踏まえ、知的障がい者の雇用について一層の拡大に努めるとともに、安心して働き続けられるよう、定着支援とサポート強化を図るこ

と。

16. 職員の超過勤務については、残業ゼロ化を目指し、行政改革や健康管理の観点から、業務の効率化、職員の意識改革を徹底するとともに、早出遅出勤務など柔軟な勤務制度のさらなる拡充に積極的に取り組むこと。また、週休3日を可能とするフレックスタイム制度の導入も検討すること。
17. 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画として策定する「女性職員の活躍推進プログラム」に基づき、ポストに求められる能力、本人の持っている能力・意欲・適正などを総合的に勘案し、女性管理職のさらなる登用に努めること。また女性職員の活躍を推進する環境整備に努めること。
18. 少子化・高齢化の進行によって生産年齢人口が減少し、人口構造が変化する中、引き続き都市の活力を維持していくためには、若年層の人口増加が重要であることから、全国各地の学生が名古屋に魅力を感じて集うまち、働きやすいまち名古屋を実現するための方策について具体的に推進すること。
19. 投票環境の向上については、投票所から離れた地域に住む有権者が投票に行くことに困難を感じることをないように投票区割りの見直しや投票所の適切な選定を行うこと。また、投票所ごとの状況に応じて、期日前投票所の増設ならびに投票所への移動支援や移動期日前投票所の実施など個別具体的な対策を検討しできる所から速やかに実施すること。
20. 代理投票等の支援を予め記入し持参する「投票支援カード」の周知啓発に取り組み、誰もが安心して投票できるようすすめること。

＜2＞ 名古屋市立大学医学部附属病院関係について

1. 東部医療センター、西部医療センターにおいては、偏在のない医療確保のため、病々連携についても積極的に取り組みむとともに、小児・周産期、災害・感染症等発生時の医療の提供など、公設の病院の使命を果たすこと。加えて救急医療の質をさ

らに高め、救急患者の受け入れ体制の充実を図り、地域のニーズに合った医療提供を行うこと。

2. 東部医療センター、西部医療センターにおいて必要な高度医療機器の整備に努めるとともに、特にがん治療については治療対象の拡大など陽子線治療の充実を図ること。また、複数の治療方法が考えられる疾患については、市民が正しい理解に基づいて最善の選択をすることができるよう、各治療方法について正確な情報の提供に努めること。
3. 小児医療に重点的に取り組んでいる西部医療センターの特色を活かして、他の医療機関とも連携して小児腫瘍に対する陽子線治療に積極的に取り組むこと。
4. 市立大学医学部附属病院においては、医師および看護師にとってより働きがいのある職場となるよう、その処遇の改善や能力を高められる研修の充実を図り、人員の安定的確保に努めるなどはもちろんのこと、引き続き改革を進め、市民ニーズに対応した診療体制を整備すること。
5. 市立大学医学部附属病院における医師不足対策として、自ら優秀な医師を確保し育成していくことができるよう、国内有数の臨床研修制度の確立等、医学生や医師から選ばれる病院改革を進めること。また、一定の条件を考慮しつつ引き続き公募による臨床研修医の確保にも努めること。
6. 西部医療センターにおける発達障がいを含む障がい児・者に係る医療や小児救急医療の体制強化を図るため、医師確保に努めること。
7. 市立大学医学部附属病院において、女性医師や女性の医療従事者の確保対策として、多様な勤務形態や24時間院内保育所等の整備拡充を図るなど、女性が働きやすい職場環境の整備に努めること。
8. 電子カルテの保存期間においては、過去に発生した医療事故・過誤等の検証の上からも、法定5年に捉われず、長期間保管する手法について検討をすること。

9. 児童精神科の医師不足対策のため、市立大学病院での養成をはかるとともに民間医療機関との協力体制を強化すること。地域療育センターの診察待ち期間の短縮にも取り組むこと。

環境局への要望

1. グリーン購入については、職員が率先して取り組むとともに、市民、事業者に対して積極的にその普及促進を図ること。
2. S D G s の意義を踏まえ、環境教育を総合的かつ体系的に推進するため、関係機関等とのネットワーク化の推進に努めること。また、環境にやさしいコミュニティづくりの推進を図るため、地域で主体的に環境保全活動を行う人材の育成に努めること。
3. 市民一人ひとりの具体的な行動を一步進めることが S D G s の達成につながるため、「なごや環境大学」と環境行動促進アプリを連携するなど、環境にやさしい行動が取れるような仕組みを検討すること。また、なごや環境大学については、環境首都なごやにふさわしい事業を展開すること。
4. 地球温暖化対策については、広く他局と連携しつつリーダーシップを発揮し、事業者に対しては省エネルギーに関する相談の充実や、施設整備に対し財政的な支援について継続的に実施すること。また中小企業省エネルギー設備等導入補助については、今後も多くの需要が見込まれることから継続実施すること。
5. 東山動植物園北園エリアや市役所本庁舎等への再生可能エネルギー 100%電力の導入については、脱炭素社会の実現に向けた本市の戦略的かつ象徴的な取り組みとなるとともに、次世代への教育的な観点からも重要な施策となることから、着実に推進すること。また、他の市有施設への事業展開も積極的に検討を進め、早期の全市的な R E 100 の計画立案に努めること。

6. 藤前干潟について、ラムサール条約登録湿地に指定されてから30年の節目を目指し、国とともに保全・活用を図るよう積極的に取り組んでいくとともに、市民に対する普及・啓発に努めること。
7. 自動車公害、市内の水質汚濁、近隣騒音等いわゆる都市・生活型公害を解決するため積極的な公害対策を推進すること。
8. NO₂、PM_{2.5}などの大気汚染の監視体制の強化を図り、大気環境保全に努めること。
9. 環境目標値の達成に向け、工場・事業所への規制指導など、対策の強化に努めること。
10. 土壌、地下水汚染対策をより一層推進すること。
11. 有害化学物質による環境汚染の未然防止対策を強化すること。
12. 「水の環復活2050なごや戦略」の適切な進行管理を行い、健全な水環境を完備したまちづくりに取り組むこと。あわせて、令和6年度策定予定の実行計画2030に掲げる事項について着実に推進すること。
13. 地域環境審議会の充実を図り、地域に密着して市民の健康保持と生活環境の改善を進めること。
14. 公害健康被害者の救済を引き続き進めるとともに、大気汚染防止対策の推進、局地的汚染の科学的究明に努めること。また、小児の気管支喘息・アレルギー患者数が依然として減少傾向に転じていないことから、一層の環境保健事業の充実を努めること。
15. 3Rを推進し、リサイクルの輪の完結のため、再生品の需要拡大を推進するなど、市民・事業者に対しても資源循環型社会の構築に向け、普及啓発をさらに推進するとともに、事業者に対しては、容器包装の発生を抑制するためリサイクルに配慮した製品の設計や、自ら分別回収・リサイクルを実施するよう強く働きかけること。

16. ごみ非常事態宣言以降、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果大幅なごみ減量を達成したところだが、近年では容器包装の資源分別率が横ばいの状況が続いていることから、わかりやすい分別や一層の広報に努めるとともに、さらなるごみ減量を進めるため、改めて資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討を進めること。
17. 「古紙持ち去り防止条例」の実効性を担保するため、条例の内容を市民や実施団体へ広報周知するとともに、回収業者等と連携したパトロールのさらなる強化に努めること。また、違法な持ち去り古紙の買い取り・保管の拒否等の取り組みを強化し、警察との広域的な連携を図るなど学区等の資源回収の古紙持ち去りを防止することに全力を尽くすこと。
18. 家電リサイクル法の対象品目をはじめ、ごみの不法投棄について対策を強化すること。また、自治体が行う不法投棄された法対象物の回収およびリサイクル費用の負担について、関係業界等にも一定の負担を課すよう引き続き国に強く働きかけること。
19. 民間事業者と連携した粗大ごみのリユース事業について、課題を整理し引き続き事業を推進すること。
20. 令和8年度中に予定している南陽工場の稼働にあわせ、ごみを各処理施設に直接持ち込むことが可能となるよう自己搬入制度の変更を計画しているが、その際不適物が混入しないよう事前の周知や処理施設でのごみの確認をこれまで以上に徹底すること。またキャッシュレスシステムや事前予約システム導入等により、市民の利便性向上に努めること。
21. 高齢社会を迎え、ますますニーズが高まっている「なごやか収集」について、増加が予想される業務量にも対応できるよう、持続可能な体制を確保すること。
22. 産業廃棄物については、事業者処理責任の原則の徹底を図り、産業廃棄物の適正処理および、減量・リサイクルの監督・指導の強化に努めること。

23. 医療機関に対する感染性医療廃棄物の適正処理の指導を強化すること。
24. 有害性や危険性を伴う製品を製造する事業者に対し製造規制や製品の回収を義務付けるよう、引き続き国に働きかけること。
25. 路上禁煙の徹底を図るため、違反者からの過料徴収にあたり、最大限公平性を確保するよう取り組むこと。また、引き続き市民や他都市の人たちにもわかりやすい路上禁煙の広報・啓発に努めていくこと。
26. 空き缶等の散乱防止を推進するため、名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づきポイ捨て防止の啓発指導および市民・事業者の協力を得た継続できる施策の推進に努めること。
27. 安定的な焼却処理体制を維持するため、南陽工場の設備更新については、計画を遅滞なく進めること。その際、災害時における安全性の確保についても万全を期すこと。
28. ごみの埋立処分場については、環境負荷の低減等にも配慮し適正規模での確保に努めること。
29. ごみの埋立処分場については、各自治体ではその確保が限界にきているため広域的に対策を講じるよう県と国等に働きかけること。
30. 家庭系廃食用油の資源化事業については、回収店舗と協力して回収量の増加を図るとともに、市民に対し事業内容についてのさらなる周知を行うことでごみ減量と地球温暖化対策への意識向上を進めること。また、回収した廃食用油の資源化の用途については、S A F（持続可能な航空機燃料）も調査すること。
31. 市民の生活環境の維持向上と生物多様性保護の観点から、県と連携しながら市街地における特定外来生物や有害鳥獣の防除に積極的に取り組むこと。
32. 名古屋市版レッドリストに掲載されている絶滅危惧種等の在来

種の保全対策に取り組むこと。また、生物多様性センターの施設の地域や子どもたちに開かれた見学体制の充実とビオトープを設置している小中学校へビオトープの育成ノウハウの出前講座を行うよう進め、より一層、市民の生物多様性への関心が深まるよう進めること。

33. 大規模災害において発生する大量の災害廃棄物の処理については、２次仮置き場の体制が十分でないことから県や名古屋港管理組合等と協議して早急に必要量の確保をすること。
34. 「名古屋市地球温暖化対策実行計画２０３０」では、ＣＯ２の削減を国の目標を上回る設定としており、目標達成には新しい手法、技術の採用が必要であり、脱炭素先行地域の横展開を機にデジタル広告や環境時計、循環型建材等を使って市民への意識啓発や循環型社会のまちづくり構築をより積極的に取り組むこと。
37. アルミ缶の回収拠点において、深夜の持ち去りによる騒音、散らかり等による迷惑行為を訴える市民のご意見が多数あることから、効果的なパトロール方法の検討を継続しながらアルミ缶回収ボックスの設置地域の拡大を図ること。
38. 民間事業者による紙おむつのリサイクル事業を促進するため、事業者の求めに応じて収集・運搬の態勢を整備すること。
39. ゴミ収集車へ燃料電池車を導入すること。
40. 家庭で不用になった園芸用土については、家庭系可燃ごみとしての廃棄だけではなく民間企業と連携して適切な回収そしてリサイクルができる仕組みを検討すること。

スポーツ市民局への要望

1. 性的指向、性自認に関する性の多様性を尊重するための「ファミリーシップ制度」における自治体間連携の拡充をはじめ、アウトティングの防止やＳＮＳ相談の拡充など、生きづらさを解消

するための取り組みを進めること。

2. 男女共同参画社会の実現に向け、男女平等参画基本計画の着実な推進を図ること。また、市民・NPO等とのさらなる連携のもと、女性の活躍に関する支援策等を推進していくこと。また、男性相談についても、十分に活用されるよう周知広報に努めること。
3. 市民活動推進センターの機能の充実や市民活動団体への寄附を促進するなど、市民活動の総合的な支援を進めること。また、災害ボランティアコーディネーターに関する養成講座の充実や災害ボランティアセンターの設置訓練のさらなる充実を図ること。
4. 改築を予定する区役所・支所については、防災機能・拠点機能を備えた整備を図ること。また、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインにするとともに、住民サービスの効率化を考えること。
5. コミュニティセンターは地域コミュニティ活動の重要な拠点であるため、住民の意見をしっかりと聞いた上で、改修・改築・建設を推進すること。
6. 個人情報の保護については、所管局として条例に基づき市役所内の取り扱いについて徹底し遵守させるとともに、民間事業者の個人情報の取り扱いについては市民のプライバシーを十分保護できるよう情報提供や苦情相談、あっせんを行うこと。
7. 高齢者の運転免許自主返納をはじめとした高齢者の安全対策を推進するため、様々な機会を活用した啓発に積極的に努めるとともに、運転適性検査や危機予測が実際に体験できるドライブシミュレーターを活用した啓発活動にも努めること。
8. 交通指導員不在学区については、不在期間が長期化しないよう募集に努めるとともに、不在期間における児童への交通ルール等の指導に支障がでないよう警察とも連携し、適切かつ十分な交通指導を行うこと。また、保護者や地域の方が見守りを行っている場合は、見守り活動上の注意点などをお伝えする機会を

設けるとともに、万が一の損傷に備えた保険への配慮なども行うこと。

9. 登下校時の子どもたちを交通事故から守るために現在原則1学区に1人配置されている交通指導員に加えて、必要に応じて事故発生リスクの高い地点に「準交通指導員（仮称）」または「交通安全スタッフ」的なパートタイム人員を配置すること。
10. 住居表示および町名町界整理の実施については、より一層の促進に努めること。
11. 消費生活条例および物価条例の適切な運用に努めるとともに、サービス取引方法の適正化の推進など、消費者保護に努力すること。また多様化・若年化する消費相談に対しては、消費生活センターの相談体制の強化と情報発信の充実を図り、市民ニーズへの適切な対応とさらなる啓発に努めること。
12. 長期にわたって不適切な管理状態になっている空地の所有者等に対し、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」に基づき、適切な管理を求め状況の改善に至るための対策を講じることとあわせて、行政処分や財政的な措置を検討するなど実効性の確保に最善を尽くすこと。
13. 犯罪被害者の支援に係る立替支援金支給制度については被害者等からの要望もあることから実現に向けて努力すること。
14. 年々悪質化・巧妙化する特殊詐欺被害を防止するため継続的な啓発活動と被害防止策を進めること。
15. 市民スポーツ振興のため、「地域スポーツクラブ」の設置を推進するとともに、各種スポーツ団体への支援強化に努めること。
16. 町内会および自治会は地域コミュニティの基盤であるため、意義を分かりやすく伝える施策や広報を通じて、加入促進に努めること。
17. 「身元保証」や「生活支援」、「死後事務」などのサービスを契

約に基づいて提供する、いわゆる身元保証会社を監督する法律がないことを踏まえ、契約の当事者である高齢者等が不利な状況に置かれることがないように適切な措置を検討すること。

18. 市役所・区役所での窓口において、耳の聞こえづらい方へ第三の聴覚と言われる軟骨伝導式集音器等の窓口採用を検討すること。また、円滑に利用されるようフロアサービスが利用案内し窓口でのスムーズな対応と個人情報の確保等の市民サービス向上へとつなげていくこと。
19. おくやみコーナーの受付に関して、DX推進する中でワンストップ受付対応をすすめていくこと。また、おくやみパンフレット記載のその他手続きの内容をより充実させる等ご遺族への情報提供を行うこと。
20. 有識者による区役所機能の在り方検討会を設置し、区役所整備における課題を整理したうえで建て替えの優先順位を決定すること。

財政局関係への要望

1. 財源配分型予算編成は、各局が経営感覚を発揮して自主的で弾力的な予算編成を行うことに一定の役割を果たしてきたものの、導入から相当期間を経過し、課題も指摘されていることから、その改善について不断の検討を行うこと。
2. 県に対し、市域内での県税収入に見合った任意補助金の増額を強力に要請すること。
3. 公有財産の適正な管理を一層強化し、有効活用に努めること。また、すぐに公的利用がない場合であっても、将来的に利用が見込まれる土地については、安易に売却することなく、貸付け等による有効活用を図ること。特に、市民の貴重な財産である学校や市営住宅の跡地など、大規模な市有地については、地域の課題解決など将来のまちづくりを見据えた活用方策を検討すること。

4. 総合評価落札方式による契約については、工事实績を重視するあまり、事業者の新規参入を過度に妨げることの無いよう適切な運用に努めること。
5. 地方債の発行に当たっては、少子高齢社会における将来世代との負担の公平性を維持するために計画的に進めること。
6. 今後さらに義務的経費が増加し、財政構造が一層弾力性を失うことが見込まれる中、市税収入をはじめとする自主財源を確保するなど、長期的視点に立った盤石な財政基盤の確立を図り、持続的で安定的な行財政運営ができるよう計画的に取り組むこと。
7. 本市を応援する多様なニーズに応えられるようガバメントクラウドファンディングの活用を各局に働きかけること。
8. 貴重な自主財源である宝くじ収入の安定確保を図るため、日本宝くじ協会に対して宝くじの魅力向上策の調査研究や普及広報の強化を申し入れること。
9. 将来への備えとして積み立てている財政調整基金について、感染症の流行や物価高、災害の激甚化・頻発化といった社会経済情勢の変化が与える影響を踏まえ、あるべき残高や用途を含めた基金のあり方について、早急に検討すること。
10. 物価や賃金の上昇が続くなかであって、市の発注する工事や業務委託に、適正な費用を反映させること。
11. 外国人労働者が在留期間後に帰国する時点で翌年に納税義務が課される住民税の多くが未納になっている実態を重く受け止め、早急に実態を把握するとともに国と連携して対策を講じること。

健康福祉局への要望

<1> 高齢者福祉について

1. 老人クラブへの支援や高齢者サロンの充実策を進め、高齢者の生きがい・居場所づくり施策を推進すること。あわせて、大学と連携し、学生が地域の福祉活動に目を向けてもらえるような取り組みを検討すること。
2. 障害者・高齢者権利擁護センターの拡充や成年後見制度の利用促進、さらには成年後見あんしんセンターの機能強化に取り組むこと。また、養成している市民後見人の活用を図るために、家庭裁判所などと連携し、制度を推進すること。さらに、今後増加することが見込まれる身寄りのない認知症高齢者等の成年後見に関する市長申し立てに対応するため、引き続き事務処理の迅速化に努めること。
3. 身寄りのない高齢者等であっても、安心して医療機関への入院や施設への入所が可能となるよう、入院・入所の際の身元保証を始めとする必要な支援について検討を進めること。
4. 人生100年時代を迎える中、多くのシニア世代の活躍の場を創出していくため、高齢者就業支援センター等が中心となり、デジタルツール活用のための講習や様々な場所での出張就業相談など、シニア世代の潜在的就業意欲を喚起する取り組みを展開すること。また、シニア世代の生きがいを就業に結びつけられるよう支援の検討を進めること。
5. 入所・入居施設における施設サービスの向上および適切な要介護度改善の促進に向け、表彰制度など利用者の要介護度が改善した際のインセンティブとなる制度を検討すること。
6. 介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットやICT機器の導入について、市が率先して積極的に支援を行うことにより、介護人材の確保と定着をより一層促進すること。
7. 介護保険制度を支える介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善が取り残されてきた実情を鑑み、国に対し処遇改善について強く働きかけるとともに、市として人材の確保・定着・負担軽減に資する取り組みを検討すること。

8. 厚生院の特別養護老人ホームについては、順次定員を縮小した後、令和9年度末に廃止をする方向性が示されているが、現在利用されている入所者やご家族を不安にさせないように十分に配慮をして、きめ細やかな対応を進めること。
9. 市職員が率先してキャラバンメイトとなるなど、認知症サポーターを増やし、スキルアップを図るための事業を一層推進すること。チームオレンジの取り組みを進め、認知症の人やその家族を支援すること。認知症初期集中支援チーム事業の推進のため、認知症高齢者の把握・連絡手法の研究を行うとともに、認知症サポート医を増員する手法についても関係機関に働きかけること。
10. 認知症の方の事故に対し、その家族の賠償責任の有無が問われる事態が発生していることから、認知症の方やその家族が地域において安心して暮らせるよう、損害賠償等を補償する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険」の周知、啓発に努めること。
11. 認知症による徘徊高齢者の消息や生存確認については、近隣自治体や県警本部および民生委員と連携し、より広域的かつ重層的な対応ができる体制を構築すること。
12. 加齢における心身の虚弱であるフレイルについて、周知・啓発を推進し、市民が自分自身の問題として捉え、ICTを活用したフレイル予防ポイント制度の活用を含め、フレイルテストの実施やフレイル予防リーダーとして活動するなど、市民のフレイル予防の自発的な取り組みを推進すること。
13. 高齢者のフレイル予防においては、加齢による聴力の減退が認知機能の低下やコミュニケーションの支障からくる引きこもりにつながることから、クオリティオブライフの維持のためにヒアリングフレイル予防を適宜行うこと。
14. 認知症の原因の一つと言われる「難聴」の早期発見につながる聴覚検査の導入や、18歳以上の補聴器購入助成について速やかに実現すること。

15. 加齢性難聴で補聴器を利用する高齢者が増加していることから、ヒアリングフレイルチェック等を活用して必要に応じて補聴器相談医の受診を勧めるとともに、補聴器を正しく利用するための購入時の注意事項や調整およびサポートの重要性についてまとめた市のガイドラインを作成し啓発に努めること。
16. 高齢者サロンやいきいき相談室を地域の身近な場所に設置するとともに、高齢者サロンにおいて、高齢者の困りごとを把握するよう働きかけること。
17. 高齢者日常生活支援研修受講者のサービス従事への不安等を解消するための相談体制を整備するとともに、生活支援型訪問サービスのみならず、高齢者の生活を支える様々なサービスやボランティア活動等についても案内・紹介することにより、福祉に対する意欲ある方の活躍につなげ、幅広い福祉人材の確保を図ること。

＜2＞ 障がい児・障がい者福祉について

1. 障がい者が住み慣れた地域社会での生活が続けられるよう、ホームヘルプサービスや緊急時を含むショートステイの充実に努めること。
2. 精神障がい者の地域移行・地域定着支援を一層進めるとともに、障がいの特性を考慮して福祉施策に努めること。また、保健センターにおける精神保健の相談体制を充実すること。
3. うつ病に関する支援については、身近なところへの相談窓口を設置するなど充実に努めるとともに、認知行動療法について、普及を図るよう検討すること。あわせて、保健センターにおけるこころの健康相談などの取り組みについて周知に努めること。
4. 総合リハビリテーションセンターの今後のあり方については、市民ニーズをよく踏まえて対応すること。また、これまで総合リハビリテーションセンターが果たしてきた高次脳機能障害や視覚障害をはじめとする質の高い障害者リハビリの提供を堅持、発展させるよう取り組むこと。

5. 障がい者が地域で自立した生活を営むことが出来るよう就労支援策等の充実に努めること。また、本市が独自で実施する就労定着支援事業補助金については、引き続き実施すること。
6. 障がい者雇用の促進のため、障がい者が安心して働き続けられる雇用環境を確保できるよう、愛知労働局等の関係機関と協力して事業者側の意識啓発と環境整備に努め、セミナーやサポーター養成講座等の周知を行い、必要に応じて事業者に対して助言や支援を行える体制を構築すること。
7. 障害者優先調達推進法を踏まえ、毎年度、調達の方針を定めるとともに、所属ごとの調達実績の公表をはかるなど、一層の授産製品等の調達に努めること。また、製品の品質向上についての支援やPRを行うなど、障害者就労施設の自立に向けた支援を検討すること。
8. 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい者や強度行動障がい者に対処するための事業所への受け入れ補助、および障がい者本人やその家族の高齢化に対応するための入所施設の充実に努めること。また、強度行動障がい者への支援について、「強度行動障害者支援事業」のさらなる充実に努めること。
9. 「誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現を目指す」という市障害者差別解消推進条例の基本理念に立ち返り、職員に対しては、障害者差別解消法に基づき、「名古屋市職員対応要領」がすべての職場で遵守されるよう、各局への周知等を徹底すること。市民に対しては、障害者差別解消法および市障害者差別解消推進条例における趣旨について、より一層の浸透を図ること。また、障害者差別相談センターの周知と適切な運営に努めること。
10. 津波発生時に聴覚障がい者が、自らの命を守ることができるよう、聴覚障がい者やその家族、市民などに対し、津波フラッグを幅広く周知すること。
11. 手話通訳者らが聴覚障がい者の電話利用をサポートする「電話

リレーサービス」について、その認知度が低いために勧誘やいたずら電話などと勘違いされ、電話を切られる事例が少なくないことから、サービス対象者はもちろん市民全体への理解促進を図る周知広報に努めるとともに、市独自の利用料補助制度など利便性の向上を図る取組についても検討すること。

12. 障がい者が行方不明になり死亡した事例があったことや偶発的な事故を起こしてしまったことによる損害賠償責任を負う場合に備え、地域の見守りの仕組みや保険の仕組みの導入について検討を行うこと。
13. 失語症者やその家族が地域で安心して生活することができるよう、愛知県と連携し、意思疎通支援者の更なる養成を図るとともに、失語症に関する理解促進に向け、地域における交流の場の充実や市民向け講演会を開催するなど、支援の充実を図ること。
14. 障害者手帳については、携帯性や耐久性といった観点から、カード化を望む声も多くあることから、当事者が自身の特性等にあわせて選択できるよう、カード型の障害手帳を導入すること。
15. 移動支援事業におけるガイドヘルパーの担い手不足に対応するため、精神障がい者に従事するための研修・資格要件を改定することや新たな研修制度を設けるなどの取り組みを行うこと。その際は、精神障がい当事者がガイドヘルパーとして従事できる制度設計を検討すること。

<3> 福祉のまちづくり

1. 災害援護資金制度のうち、貸付限度額の増額および所得制限の上限の見直しを国に要望するとともに、市独自で上乗せをすること。
2. 民生委員・児童委員のなり手不足解消のための対策を多角的に検討し推進すること。その中で費用弁償の適切な見直しや民生委員が負担する各種会費等の負担軽減など様々な処遇の改善に

についても考慮すること。

3. 生活保護受給者の健康と自立を促進するため、検診受診者の増加に向けた施策を実施するとともに、就労意欲喚起事業についてはより効果的な方法を検討し実施すること。
4. 貧困の連鎖を断ち切るうえで進学率の向上は最優先で進められるべき課題であることから、生活保護世帯の大学進学率を高めるための市独自の経済的支援を拡充すること。
5. 生活保護業務の正職員については、国標準数に基づく配置とすること。また、近年、精神疾患・認知症・社会的孤立など複合的で複雑化した生活課題を抱えるケースが増加していることに鑑み、そのような支援ニーズに対応できる体制づくりの強化を図ること。
6. 仕事・暮らし自立サポートセンターについては、適切な相談や利便性の向上、関係機関との連携強化を図るため、人員の強化とともに設置箇所数の拡充を進めること。また、引き続きセンターの周知に努めるとともに、さらなる支援内容の充実を図ること。
7. 耳の聞こえづらい方が行政窓口で手続きを円滑に行えるよう、第3の聴覚といわれる軟骨伝導を生かした軟骨伝導式集音器の活用を検討すること。

<4> 健康について

1. 救命救急センターの支援の拡充と、重症患者の医療体制の強化を図るとともに、災害時も含めた救急医療体制の充実に努めること。
2. 医療機関との連携を密にし、24時間対応可能な救急医療体制の維持・拡充を図ること。平日夜間急病センターの利用を促進すること。
3. 難病法に基づく医療費助成制度の円滑な運営に努めるととも

に、本市独自の医療費助成の拡充を図ること。

4. 「健康なごやプラン21」（第3次計画）や「なごや健康都市宣言」の推進を図り、市民の健康増進に努めること。また、健康寿命の延伸のため、女性の健康支援に向けた具体的な取り組みや、フレイル予防や重度要介護の原因となる心臓病や脳卒中をはじめとする循環器病予防などの普及啓発に努めること。
5. 女性の健康について、月経や妊娠、出産、更年期症状といった健康面の問題のほか、思春期の悩みやDV・性暴力、ジェンダーによる賃金格差など、性差により生じる健康課題への支援が十分でないことから、女性の健康課題に関する積極的な情報発信を性別に限らず幅広く市民、企業に対して行うこと。あわせて、新たに開始する女性のための健康相談事業については、より多くの方が利用しやすいものとなるよう工夫を図るとともに、一人ひとりの状況に寄り添った丁寧な相談を通して課題の解決に向けた支援につなげること。
6. 出産時の痛みを和らげる無痛分娩について、医療機関から十分な説明を受け、それを理解したうえで希望される方の経済的な負担を軽減し、安心して出産することができるように、無痛分娩費用の助成制度を創設し、今まで以上に誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整えること。
7. がん患者のアピアランスケア支援事業について、鼻や耳など、身体の欠損部をカバーするエپیテーゼは、がん患者の外見変化に起因する苦痛を軽減しクオリティオブライフの向上に寄与することから、助成対象に加えるよう検討すること。
8. 危険ドラッグやオーバードーズをはじめとする薬物の乱用防止に関する正しい知識の普及啓発を積極的に推進すること。
9. ゲーム依存症について、専門の相談員を配置している精神保健福祉センターの依存症相談窓口の周知に取り組むとともに、普及啓発を積極的に推進すること。
10. アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症といった依存症対策について、本人の健康や生活のみならず、家族に

も大きな影響を及ぼす精神疾患であり、相談件数も増加していることから、依存症専門医療機関の拡大に向けて取り組むこと。

11. 自死に限らず身近な人を亡くされた方に寄り添うグリーフケアの周知啓発に取り組むこと。
12. 八事斎場の再整備を着実に進めるとともに、再整備期間中、必要な情報についてしっかりと周知し、火葬需要に的確に対応すること。また八事霊園納骨堂についてもPRに努めること。
13. エイズ検査については、プライバシー保護に特段の配慮をすること。また、夜間無料検査や即日検査の拡充など、より受診しやすい環境の整備に努めること。
14. 特定健康診査等については、実施者数、実施率とも計画目標を下回っている現状を踏まえ、受診率向上のためさらなる対策を講じること。あわせて、生活習慣病の予防のために若年層を対象として始まった30・35健診については、国民健康保険若年加入者への貴重な健診機会として、その周知にしっかり取り組むこと。
15. HPVワクチン接種を逃した方のためのキャッチアップ接種の経過措置が令和7年度末で終了する一方で、当該対象者の接種率は低迷していることから、キャッチアップ接種期間終了後についても、市独自の実施について検討すること。また、男性への接種についても国の動向を踏まえ検討すること。
16. 特定健康診査やレセプトの情報を活用したデータ分析、いわゆる「データヘルス計画」に基づき、重症化予防のための効果的な対策を継続的に実施すること。
17. 看護職員の復職支援事業について、看護職員の離職時届出制度も踏まえつつ、愛知県および愛知県ナースセンターと連携しながら啓発・充実に努めること。
18. 犬猫の殺処分ゼロの達成と継続に向け、「人とペットの共生サポートセンター」において、譲渡ボランティアへの支援に努め

ること。また、猫避妊去勢手術費用補助については、殺処分に至る頭数を減らすため、実施方法を工夫するとともに事業を堅持すること。

19. 保健センターの医師の確保に全力で取り組むこと。また、単独庁舎となっている保健センターの解消に鋭意務めるとともに、保健師をはじめ必要な専門職と人員の配置に努めること。
20. 健康寿命の延伸には、若いころからの生活習慣病予防が重要であることから、「AYA世代」の健康課題について積極的に情報提供を行うこと。また、自分自身で健康管理ができる健康ハンドブックの普及に努めること。
21. 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催に向けて、受動喫煙対策を強力に進めること。
22. 災害発生時に被災地において精神科医療や精神保健活動の支援を行うDPAT（災害派遣精神医療チーム）については、その増隊に向けて民間医師や関係団体協力を呼びかけるとともに、精神保健福祉相談員や保健師などのサブチームの創設を検討すること。
23. 高齢者の心身の多様な課題に対するきめ細やかな支援を実施するために「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」のための体制を整備するとともに、医療・健診・介護データを活用した市民の健康に資する取組みを推進すること。

教育委員会への要望

1. 高等学校教育の中で高度情報化に対応するよう、教育内容の充実を努めるとともに、能力や適性・学力を考慮して職業選択の相談・援助を行う体制の強化に努めること。
2. 指導方法の工夫改善に一層取り組むとともに、ナゴヤ・スクール・イノベーション事業により、授業改善を一層進めること。また教員の質と能力の向上に努めること。

3. 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、南特別支援学校をはじめ特別支援学校の狭隘化の解消など教育環境の整備充実に取り組むとともに、医療的ケアおよび介助の必要な児童生徒に対し、看護介助員や学校給食栄養士、学校生活介助アシスタントを配置するなど引き続き、安心安全な学校生活のための支援を進めること。
4. 自閉症をはじめとする発達障がい児への支援を充実させるため、一人ひとりの特性に合わせた教材の提供や支援プログラムの作成を可能とする高い専門性をもった人員を育成・配置し、教育効果の検証を行うこと。また、市立高等学校においても、在籍する発達障がいあるいはその可能性のある生徒に対するキャリア支援の取り組みを進めること。
5. 私立高校における保護者補助・設置者補助の充実を図るなど私学助成制度を強化するため、国・県にも積極的に働きかけ、私立の授業料等の保護者負担の軽減に努めること。
6. 過大規模校の解消に努めること。また、児童・生徒数の増加が予測される小中学校についても適切な教育環境を整えること。
7. 小規模校の統廃合については子どもへの教育を最優先とし様々な教育上の課題を踏まえ、地域の実情に合った取り組みを進めること。
8. 中学校の部活動の充実・活性化を図るため、外部顧問・外部指導者の人材発掘に積極的に関与するなど制度の工夫に努めること。あわせて、生徒ニーズを捉え、複数校による合同部活などの制度も視野に入れて子どもたちが生き生きと活躍できる部活動の構築に努めること。
9. O-157等の病原性大腸菌およびノロウイルスやロタウイルスなどによる感染症予防のため、感染源となる学校給食の衛生面、環境面で万全の管理・防止体制をとること。
10. 食物アレルギーについて正しい知識を得るため「アレルギー疾患対策基本法」に基づき教職員への研修を充実させること。

11. 児童・生徒を交通事故から守るために、交通マナーを身につけさせるとともに交通安全教育の推進に努めること。特に安全な自転車の乗り方ができるよう、正しい指導に努めること。またヘルメット着用を促すとともに適正な自転車保険加入促進を保護者に周知すること。
12. いじめについては、未然防止や早期発見、早期対応をするため、ＡＩによるいじめの深刻化するリスクを予測する「いじめ予測分析システム」を導入し、いじめの防止に努めること。
13. 市立小学校の非常勤スクールカウンセラーについて、いじめや様々な悩み事、また支援を必要とする児童や保護者、教職員を待たせている現状を踏まえ、常勤化を視野に対応を検討すること。
14. 教員の多忙化を解消し、教員が授業準備に充てる時間や子どもと向き合う時間を確保するため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や学習支援講師による総合的なマンパワーの拡充や校務の簡素化・効率化およびＤＸの導入に取り組むこと。
15. 図書館の窓口業務等について、ＩＣタグの導入など貸出返却作業の効率化を進めること。また、地下鉄駅での図書返却など、より一層、利便性向上に努めること。
16. いわゆるＬＧＢＴＱ、ジェンダー平等といわれる性別にかかわらず、互いの立場を尊重して協力することについての教育を一層進めること。
17. 小・中・高等学校における英語教育、国際理解教育を推進し、国際社会で活躍する人材育成を行うこと。
18. 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の乱用、また若年層における市販薬の過量服薬が社会問題になっていることから、警察や学校薬剤師などと連携をして、啓発・指導を行うことで防止に努めること。

19. 不登校児童生徒の進路対策として、市立中央高校だけでなく同じく単位制の昼間定時制高校である県立城北つばさ高校をはじめ県がフレキシブルハイスクール等の不登校対応高校制度をよく研究し、学校現場での生徒の進路指導において適切に紹介や助言ができるようにすること。また不登校生徒数が増加傾向にあることから昼間定時制高校の定員増加や第二中央高校（仮称）の設置および新たに名古屋市立の通信制高校の設置を検討すること。あわせて、通信制高校に進学する本市在住の子どもや保護者に対する支援制度についても検討すること。
20. 子どもの文化芸術体験活動を拡充させるとともに、日本ならではの伝統芸能に触れ合う機会を確保すること。
21. 公教育現場において、教職員が生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人の政治活動の自由への配慮は当然のことであるが、個人の判断または団体の要請で偏った政治的主張等を披歴・広報・配布することは厳に慎むこと。また、教職員が自らの地位と立場を利用して生徒に対して特定の政治活動への参加を強要することがないように十分に注意することなど、公平・中立な主権者教育を妨げることをしないよう政治的中立を確保すること。
22. G I G Aスクール構想実現のために整備した学校の I C T環境について、「名古屋市デジタル学習基盤整備計画」に基づき、今後の整備・更新における透明性を確保すること。
23. 様々な理由で授業参観に参加できない保護者と子どものために、G I G Aスクールのスキルを活用してオンライン授業参観を行える環境整備を進めるとともに、教育委員会は学校や保護者の求めに応じて相談にのるなど積極的な支援をすること。
24. 令和8年度に迎えるG I G A端末の更新にあたり、使用した端末のリサイクルを行う際は、個人情報等が漏洩しないようデータ消去を確実に行うこと。また、レアメタル等の有用な金属が国外へ流出しないよう、関係局と連携し、事業者を適切に選定すること。
25. 名古屋市立小中学校 P T A協議会が進めているオンラインを活

用したPTA活動の活性化の流れにともない、各小中学校の単位PTAにおいてオンライン化を進める際には教育委員会も積極的に支援すること。

26. 学校図書館資料の拡充・強化を図るとともに、学校における朝の読書や読み聞かせなど、図書館司書の活用も視野に入れた読書活動の推進に努めること。
27. 児童生徒が健康で快適な学校生活を送るため、老朽化が著しい学校トイレの整備を早期に進めること。特に床の乾式化や便器の洋式化、シャワートイレの設置を進めるなど、明るく快適で清潔な空間となるよう努めること。さらに、排せつに対する正確な知識や重要性等を認識させるための機会を提供すること。
28. 職場体験学習については、内容のさらなる充実を図るとともに、全ての中学生が経験できるようにするなど、キャリア教育の充実につとめること。
29. 子どもたちが必要に応じて保健室などでの温水シャワーが利用できるよう整備をすること。
30. スマートフォン・携帯電話等を介したネット上のいじめについては、恒常的な実態把握と効果ある対応に努めるとともに、SNSの利用方法も含めたネットリテラシーの向上をさらに推進し、子どもたちをネット被害から守ること。
31. 子どもたちを携帯電話やスマートフォン等を介した危険性から守るためには、とりわけ保護者にもスマートフォン等に関する知識や理解が重要であることから、保護者に対する啓発や支援に積極的に取り組むこと。
32. プラネタリウムについては、天文に関する展示にとどまらず、他局とも連携し、環境教育や音楽演奏などにも積極的に活用すること。また、理科、科学離れと言われる子どもたちの興味・関心を高めること。
33. 帰国児童・生徒および、近年増加している日本語教育が必要な児童・生徒の受け入れ対策を充実させるとともに、多文化共生

社会に向けた教育環境を整備すること。

34. 上志段味地区に残る貴重な古墳群や自然資源を活用し、市民が憩い学べる場である「志段味古墳群 歴史の里」について国内外から多くの人を訪れるような魅力ある施設運営を実施すること。
35. 戦争のない平和な世界を作りゆく人間に育てるために、本市独自の「平和教育」プログラムを策定し実施すること。
36. 若宮高等特別支援学校については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を実現する学校を目指していくこと。あわせて守山特別支援学校の役割と魅力を高めていくこと。
37. 学校給食費の未納問題については、負担の公平・公正性を重視したうえで責任を明確にし、適正で責任ある徴収に努めること。また、抜本的な解決に向けては徴収業務への民間企業の参入や公会計化等も視野に入れた大胆な方策を検討すること。
38. 小学校における学校給食の無償化や保護者の負担軽減について検討すること。
39. なごやめし給食については、子どもたちや保護者から高い評価を得ていることから定常化し定着させるとともに、献立を充実させて回数を増やすこと。また、なごやめし給食と姉妹・友好都市献立等の特別な献立については、食材費に全額市費を充てて平時の献立の質の向上を図ること。
40. 中学校への完全給食の導入を求める声が一定数あることから、保護者の意見を聴きながら調査研究を始めること。
41. 老朽化した学校校舎および幼稚園の園舎については、時代の変化による施設の設計やニーズが大幅に変化していることから、大規模改修ではなく改築を進めること。特に災害時において避難所となる施設については、教育施設としてだけでなく地域の避難所としての利便性と機能を兼ね備えた施設とすること。

42. 聴覚に障がいがあり通級教室を利用する児童・生徒に対しては教育の機会均等の観点から、最新技術の補聴システムなどの学習等を支援する機器は学校側の費用で整備し保護者に負担をかけないこと。また、補聴システム受信機については機器が高額であるため、自己負担が困難な場合は学校側で貸与するなど柔軟かつ手厚い対応に努めること。なお、普通教室で授業を受ける場合においても、難聴児の学習環境の整備については学友や保護者らの理解を得ながら最大限の支援を行い保護者と児童生徒の負担軽減をすること。
43. 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるよう努めること。また、学校において、在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いがなくとも適切な支援が受けられるよう、看護介助員の確保に努めるなど適切な配置とすること。
44. ゲリラ豪雨や落雷等、また大型台風接近時においては、児童、生徒や保護者に、速やかに周知を行い、安全な避難を促すこと。
45. 小中学校等における熱中症対策について、児童生徒や指導者に正しい知識を習得させ、部活動時も含めて事故防止に努めること。また、直接体内を冷やすことができるウォータークーラーの利用が効果的であることから、要望に応じて既存の配管の活用も含め、設備の更新・設置の検討を行うこと。
46. 小中学校においては、児童・生徒に対し、社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに、子どもたちが犯罪の加害者、また被害者とならないよう、警察や地域団体など、関係機関と連携し非行防止の推進に努めること。
47. 子どもたちが健やかに成長するためには、教職員一人ひとりの心の健康が欠かせないことから、教職員が抱える様々なストレスによるメンタル不調の兆しをいち早く掴み、その解消に努めるための相談体制の充実を図ること。
48. 小中学校においては、災害時に避難所となる可能性があること

に加え、学校教育の早期再開のためにも、給排水管の耐震化について関係局としっかり協議し、確実に進めること。その際、液状化の可能性が高い地域については特に配慮し、早急に進めること。

49. なごや子ども応援委員会に対する予算配分の検証と職務にあたる職員の人材育成の仕組みを確立すること。
50. 中学・高校入学時の制服、体操服、指定品等購入にかかる保護者の負担軽減のため、リユース活動の促進や適切な学用品が指定されているかなど改めて検討するよう学校に周知を図ること。
51. 中学校の通学時における安全安心のため、防犯ブザーを配付し、防犯意識向上と犯罪被害防止に努めること。
52. 「文化財保存活用地域計画」について、地域の文化財を保存・活用して地域の魅力へとつなげていくこと。
53. 近年の物価高騰等を踏まえて、高等学校給付型奨学金制度を適切に拡充すること。
54. 現職教員の教職大学院等への派遣研修については、県費負担教職員の権限移譲に伴い、受講希望者が派遣先を自由を選ぶようにするなど制度の充実が図られたところであるが、現職教員がより研修を受けやすいよう、授業料の補助など受講者の負担軽減について検討すること。
55. 市立図書館においては、読書バリアフリー法の理念に則り、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向け、アクセシブルな書籍等の充実や円滑な利用のための支援の充実、その他の図書館の利用に係る体制整備を図るよう努めること。
56. 赤ちゃんへの絵本プレゼント事業については、読書推進、親子の絆を深める、また図書館の利用を促進するという観点から、創意工夫した対象者への広報・啓発に努め、持続的に行われる事業としていくこと。また事業にかかる絵本の調達先について、

地域で市民の読書活動を支える多くの書店に受注の機会を提供できる調達方法を検討し実施すること。

57. 親学推進協力企業の取り組みについて、現場の臨場感あふれる情報発信をより積極的に行い、登録企業数の拡大と制度の魅力向上に努めること。また、動画配信サイト「e-ねっと・なごや」を時代のニーズに合ったコンテンツへと更新し、どこでも気軽に学べる親学の環境づくりを推進すること。
58. 名古屋市立工芸高等学校と名古屋市立工業高等学校の実習室についてはエアコンが未整備で学習に支障が出ていることから早期に整備を行うこと。整備までの期間も生徒たちが授業で使用することから効果的な暑さ対策を行うこと。
59. 近年、地域書店が衰退し、国が書店振興プロジェクトチームを立ち上げていることから、その動向を踏まえ本市で取り組んでいる「本のあるところネットワークなごや」をより推進し、文化創造基盤としての機能である地域書店と協働することにより、読書環境の維持に引き続き努めること。
60. 家庭教育支援チームの拡大に積極的に取り組むとともに、子育てに不安を抱えながら相談できない家庭や、孤立している子育て世帯に対してのアウトリーチなど家庭教育支援の充実を着実に図ること。

子ども青少年局への要望

1. なごや未来っ子応援制度（ぴよか）については、利用実態や利用者・協賛店舗へのアンケート調査に基づき、さらなる魅力向上について調査検討を行うこと。
2. 共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴う、小学校年齢期の子どもたちにおける放課後の居場所の充実を図るため、市の責任においてすべての学区でトワイライトルームおよび育成会を利用者が自由に選択できる環境を早急に整えること。

3. 今後の重要な子育て支援策として、様々な事情で家庭での保育を選択する世帯に対しては、待機児童増加抑制という観点での効果を検証し、新たな子育て世帯向けの現金給付制度として保育園までの1～5歳への応援金等の創設を検討すること。
4. ひとり親家庭に対する生活支援、自立支援の充実に努め、支援制度のわかりやすい情報周知に努めること。
5. 働くひとり親家庭への留守家庭児童健全育成事業におけるひとり親家庭の保護者負担金減免助成についてはトワイライトルームと育成会の利用料負担の均衡を図ること。
6. 社会的養護を必要とする子どもたちの自立を支援するため、退所後のアフターケア相談支援体制の充実など、各児童養護施設の自立支援機能を強化するとともに職員等の処遇改善を図ること。なお施設退所後の子どもたちへのアンケート調査結果を踏まえ、健全な社会生活を営めるようにより適切な支援に取り組むこと。
7. 産後うつや多胎児・多子世帯等、悩みや不安をかかえるお母さんが孤立しない支援のため、赤ちゃん訪問事業と訪問指導事業のそれぞれの特長を活かした連携を進めるとともに、産後の支援の体制を切れ目なく充実させること。特に、産後ケア事業については、利用要件を緩和したことにより利用者の増加が見込まれることから、必要とするすべての方が安心して利用できるよう、事業者の確保や支援に努めるなど。安定的に質の高いサービスを提供し続けるための取り組みを進めること。
8. 妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする「子育て総合相談窓口」については、市民が気軽に立ち寄ることができるよう、広報・周知に努めること。
9. 3歳未満児の保育料を無料化すること。
10. 保育所の保育士確保については、喫緊の課題であることから、現在実施している民間保育所等保育士奨学金返済支援事業の継続と、新たな確保策の検討を進めること。また保育士の処遇の改善についても国の制度との調整をしつつ進めること。

11. 私立幼稚園における預かり保育拡充事業および幼稚園接続型小規模保育、待機児童対策として私立幼稚園の活用を推進すること。
12. 令和7年4月に改正された名古屋市児童を虐待から守る条例に基づき、子どもの権利が守られるよう児童の安全確保を最優先として、児童虐待の早期発見・早期対応及び予防のための取り組みを関係機関等とともに行うこと。予防に際しては妊娠期からの支援が重要であることから、関係機関等が連携して支援及び親に対する教育を行うこと。また関係する職員の人材育成に努めるとともに負担軽減策を積極的に講じること。さらに、被虐待経験者への相談対応など新たな支援に努めること。
13. 家庭復帰支援事業については、より効果的な施策となるよう努めること。また、児童虐待を未然防止するため、広く未婚者および既婚者に対して適宜子どもとの適切な関わり方などを学ぶことができるプログラムを引き続き実施すること。
14. 里親制度普及事業については、本市の里親委託率が全国平均に比べて低いことから、里親登録者数の増加を図るとともに、子どものよりよい養育環境のために里親と施設の双方を充実させていくこと。また「名古屋市社会的養育推進計画」に基づき着実な支援を推進すること。
15. 児童養護施設の整備に当たっては、施設の小規模なユニット化かつ個室化など入所児童一人ひとりを家庭的な居住環境で養育できるよう処遇の向上を図ること。
16. 児童養護施設等を退所して就職した児童のうち、なお援助の必要な者が入所する自立援助ホームについて、さらなる機能拡充を図るため職員体制の強化に努めること。また先進的な取り組みである「ステップハウス事業」についてもさらなる拡充と機能強化を図ること。
17. ひとり親世帯についても、障がい者や高齢者と同様に公共料金や各種福祉施策について減免の対象とすること。公共料金に関しては上下水道料金以外の電気・ガス料金への補助制度につい

ても検討すること。

18. ひとり親世帯に対して市営交通の無料パスを支給すること。また高校生のいるひとり親家庭に対して、必要に応じて教科書代と駐輪場定期代相当を支給すること。
19. ひとり親家庭休養ホーム事業を民間事業者の協力を得ながら拡大し、東京ディズニーリゾートやユニバーサルスタジオジャパンなどの利用（一泊二日程度）が少ない負担で可能となるようにすること。
20. 低体重児向けの母子健康手帳「なごやリトルベビーハンドブック」については、より多くの対象者に活用していただけるよう引き続き検討すること。また「誰一人取り残さない」母子健康手帳のあり方についても検討すること。
21. 妊産婦や子育て中の方が安心して外出できるよう、地域に「赤ちゃんの駅」を増やすとともに、移動式の「赤ちゃんの駅」については市や区の業者や大きなイベントで活用できるよう、しっかりと情報を周知すること。
22. 名古屋のびのび子育てサポート事業について、地域で子育てを応援していく中で、シニア世代も安心して活躍できる場を作れるよう働きかけに努めること。また、子どもの預かりの実施場所として、地域子育て支援拠点など、提供会員の自宅以外の場所の活用を認めるとともに、登録手続きにおいても各区で行うことができるようにするなど利便性の向上に努めること。
23. 「妊婦のための緊急時タクシー利用券」の支給については、身体的・精神的負担の軽減となることから、より使いやすい制度となるよう検討を加えること。
24. 子育てに悩む保護者の不安感や孤立感を解消するため、LINEなどSNSを活用した子育て相談については本格実施した際には情報周知に努めるとともにより利用しやすい体制を目指すこと。
25. 父親が育児に積極的に関わるようになった一方で、学ぶ機会や

同じ境遇の父親同士のつながりが少ないため、父親の孤立が生まれてしまっている状況があることから、子育て支援におけるパパ向け講座の充実を行うこと。

26. 子どものいる家庭で様々な事情で適切な食事をとることが困難な場合には、必要に応じて子ども食堂や飲食店等の事業者の協力を得ながら様々な手法でバランスの取れた食事を提供する配食事業、仮称「おうち給食」を創設すること。
27. ヤングケアラーと思われる子どもの家庭に対し、例えば養育支援ヘルパー事業を活用して家事等の負担を軽減するなど、具体的な支援を早期に実施すること。またヤングケアラーの孤立を防ぐため、オンラインサロン等も含めた情報交換の場を定期的を開催すること。
28. 孤独や孤立を感じていても、助けを求めることができない若者が薬物依存などに陥ってしまう現状があることから、こちらからつながりを作りに行くアウトリーチ支援の拡充を行うこと。
29. 私立高校における保護者補助・設置者補助の充実を図るなど私学助成制度を強化するため、国・県にも積極的に働きかけ、私立の授業料等の保護者負担の軽減に努めること。また、私立幼稚園における設置者補助の充実にも努めること。
30. 出産や産後の療養で里帰りする際、市外在住者は名古屋市内の保育所等を利用できず、上の子の保育確保が難しい現状がある。母体の回復や産後うつ予防、きょうだい児の安定した生活のため、期間限定で市外在住者でも利用できる「里帰り保育制度」を導入すること。
31. 発達障害など特別な配慮が必要である子どもへの早期介入は、保護者の課題への気づきや生活への適応を向上させ、さらに学童期の不登校生徒の減少にもつながる可能性があることから、出産後から就学前の切れ目ない健康診査を目的とした5歳児健康診査を早期に導入すること。

緑政土木局への要望

1. 沿道環境改善のため、低騒音（排水性）舗装の整備を促進するとともに、歩道の透水性舗装の整備を進め、雨水の流出抑制および歩行者の快適な通行を図ること。その際は、舗装の耐久性について、費用対効果を検証すること。
2. 道路の不法占用物件の適正化や歩行者の安全空間の確保に引き続き努めるとともに、舗装道路の補修や道路清掃等、道路の維持・管理の一層の充実を図ること。
3. 道路や歩道・街路樹等の整備にあたっては、バス停、乗り入れ等の周辺状況を考慮し、関係者と調整を図ること。
4. 街路灯の設置基準の緩和およびLEDなど、環境に配慮した省電力型の街路灯のさらなる推進や、街路灯の維持・照度のアップに努めること。また、交通安全対策上必要な箇所でのカーブミラーの設置をはじめとする交通事故防止のため交通安全施設費の増額に努めること。
5. 交通安全を目的とする街路灯の設置にあたっては、歩行者の安全確保の視点も重視した基準となるよう検討すること。
6. 災害時の停電に備え、避難所や避難経路等、優先度の高い順に街路灯の非常時のバックアップ体制整備を検討すること。また、防災公園等、一時避難場所についても、整備の検討をしていくこと。
7. 高齢者・障がい者をはじめ、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した道路となるよう、広域避難所など公共施設や福祉施設の案内標示を歩道に文字や図柄等に表示すること。
8. 舗装道について、パトロール等により老朽化が著しく危険な箇所の早期発見、早期補修を行うとともに、引き続き適正な維持管理に努めること。
9. 名古屋市公式LINEを活用した道路・公園遊具等損傷の通報

システムは、市民サービスの向上と迅速な対応につながる重要な取組であることから、引き続き利用促進に向けた広報活動の工夫を講じ、より多くの市民に活用されるよう取り組むこと。

10. 交通渋滞の解消等を図るため、道路・橋梁の整備および道路と鉄道の立体交差化を推進すること。
11. 都市計画道路で事業決定し工事着手した道路については、事業内容を精査し、早期完了させ開通できるよう最善をつくすこと。
12. 地震対策には万全を期すため、橋梁の耐震補強や道路の液状化対策を早急に実施すること。
13. 放置自転車対策のため、条例の適正かつ積極的運用を図るとともに、自転車駐車場の整備を進めること。また、自転車通行空間の安全を重視した整備を着実に進めるとともに空いている箇所の有効活用に努めること。
14. 自動車の都心への流入抑制、放置自転車対策の促進、CO₂削減など脱炭素社会の実現を図るため、民間企業と協力し、コミュニティサイクルのさらなる整備をすすめること。
15. 気候変動の影響により頻発化・激甚化した大雨による災害に備えて、治水行政に力をいれ、国・県に対して改修促進の要望を行うとともに、広域河川、準用河川、普通河川、一般排水路等の改修事業を推進し、浸水被害の解消を図ること。
16. 線状降水帯による大雨など被害の解消を図るため、排水路の整備、貯留施設や浸透施設の設置など、浸水対策を一層強化するとともに、市民の防災意識の向上および浸水時の避難行動に役立つよう、浸水想定図や避難の情報等を記載した洪水・内水ハザードマップの周知に努めること。
17. 河川、水路の清流の確保を図るとともに、河川整備計画で、現在、重点的に整備を進めている堀川の整備を促進し、親水性に考慮した良好な水辺環境を創造すること。

18. 集中豪雨による浸水被害を防止するため、農業用水路、農業用ため池の点検を行い、危険箇所の改修保全を図るとともに、環境整備の促進と防災上も含めた多目的活用を図ること。
19. 市民農園を開設する農家等や、これを利用する市民へのサポート体制を充実し、市民農園の拡大を図ること。
20. 農家の生産意欲を喚起し、消費者に安全・新鮮な農産物を提供するため、農商工連携による名古屋ブランド農産物の育成を図るなどの取り組みを積極的に展開すること。
21. 農業センターについては、積極的な広報に努めるとともに、自然や農にふれる場として、より市民に親しまれるための魅力の創出を図ること。
22. 街路樹が緑陰や景観など本来の機能を発揮するよう、剪定はじめ維持管理の充実に努めるとともに、根上がりや落枝・倒木による事故を防止するため、老木化、大木化した街路樹の計画的な更新・撤去を進めること。
23. 街路樹の成長により街路灯・信号機・標識の機能を損なうことがないように点検管理に努めること。また、近接や大木化による障害が著しいものについては撤去するなど安全確保に取り組むこと。
24. 街区公園の適正配置に努めること。また、公園の設置に当たっては、安全な遊具の充実など各地域の実情を踏まえて必要性の高いところから進めること。
25. 公園において、遊具の修繕や安全点検など維持管理を徹底するとともに、使用できない遊具の入れ替えを早急に行うこと。また、猛暑の中での高温になる遊具や日よけへの対策を検討すること。さらに、地域から寄せられている遊具の補修をはじめとする要望は、重く受け止めて早急に対応すること。また、車道への飛び出しによる事故を防止するため、見通しの確保や看板、柵の設置など安全に配慮して進めること。
26. 市民が安心・安全に公園・緑道を利用できるよう、維持管理の

充実に努めるとともに、その際発生する剪定枝等、緑の廃棄物については、資源化するなど環境に優しい公園づくりに努めること。

27. 地区公園や近隣公園など規模の大きな公園の管理について、対処療法的な手法では限界があることから、再整備に関する計画を策定し、予算措置を含め、着実に実施すること。
28. 長期間未整備となっている都市計画公園・緑地については、整備プログラムに基づいて確実に進めること。
29. 市民緑地制度をはじめとした緑地の保全に努めるとともに、企業や市民の寄附、募金などにより次世代に貴重な今ある自然を継承すること。
30. 河川敷緑地の整備に当たっては、河川の十分な治水機能を保ちながら、市民がスポーツやレクリエーションなどに親しめる河川敷となるような整備を図ること。
31. 東山の森においては、里山を再生することにより、豊かな自然と多様な生き物の生息空間を確保するとともに、環境学習の場となるよう、「なごや東山の森づくり構想」を推進すること。
32. 東山動植物園再生プランの整備推進に当たっては、基本構想・基本計画に定めたスピリットを守り、動物の生態を体験・体感できる展示や環境教育に取り組むなど、市民にとって快適で夢のある動植物園となるよう努めること。また、他局他機関との交流や連携を図るとともに、市外へのPRに努め、さらなる来園者の増加を図ること。
33. 東山動物園は、グローバルスタンダードな動物園への発展を目指し、種の保存・繁殖のための研究・調査活動等の体制を整えるとともに、新たな個体の導入や飼育員の技能の向上のため、姉妹動物園をはじめとした国内外の動物園とのより一層の交流促進に努めること。また、環境教育の推進にも今以上に積極的に取り組むこと。
34. 東山動植物園内の施設整備・運営については、民間提案等を積

極的に取り入れるなど継続的な魅力向上に取り組むこと。その際には、他都市の先行事例を十分に研究すること。特に、園内の飲食・物販施設については、さらに充実を図っていくこと。

35. 東山動物園のオセアニアゾーン展示について、コアラ、カンガルー、エミュー、ウォンバットなど、独自の進化をとげたオセアニアの有袋類などに加え、絶滅危惧種であるタスマニアデビルやクオッカといった希少動物の展示に向けても検討を始めること。
36. 歩道等の勾配については、高齢者・障がい者をはじめ市民が安全に通行出来るように、福祉都市整備指針に則った施工に努めること。また、地域の実情に応じ、歩道橋のエレベーター設置を推進すること。
37. 新しく設置する公園トイレについては、洋式化を引き続き推進すること。同時に、既存のトイレ、特に大規模公園以外の街区公園においても、一定の条件をつけて洋式化を推進すること。
38. 公園のバリアフリートイレについては、手洗器・洗面器の水栓器具などを簡単に操作できるレバー式およびセンサー式の設置を推進すること。
39. 堀川では、治水安全度の向上を目指し、下流部より河川整備が鋭意実施されているところであるが、市民の安心・安全を早期に確保するためにも、錦橋上流部の護岸整備を早期に推進すること。

交通局への要望

<1> バス事業関係

1. 高齢者や障がい者そして子育て世代にもやさしいバス事業を目指し、バス停留所の上屋、ベンチおよび照明付標識の設置を推進するとともに、猛暑対策の観点から快適性や安全性を高める

工夫を検討すること。特に民間活力によるバス停留所広告付き上屋の整備拡充をさらに促進すること。

2. バス停については、高齢者・障がい者をはじめ、乗降客の安全を確保できるよう、街路樹、乗入れ等の周辺状況を考慮し、関係者と調整を図ること。また、バス停付近の駐停車車両対策として、バスの進入ルートと退出ルートを表す三角形のマーキングを加えたバス停車位置を路面に表示するなど、効果的な安全対策を検討すること。
3. 地域巡回系統については、利用促進に努めるとともに、利用状況を踏まえ経路、運行時間帯、運行間隔等について適宜見直しを行うこと。また、市民の要望を踏まえ、未だバスが運行していない地域への路線も検討し、利用しやすくなる路線の見直しを行うこと。
4. バス営業所の管理委託について、安全面およびサービス面の水準を維持することを前提として積極的に推進すること。
5. 規制緩和に伴い、市民の利便性の向上を図るため、民間バス会社の停留所を市バス停留所に併設できるよう乗入れについて工夫すること。
6. 女性職員の採用に向けて、バス運転士採用選考説明会において新たに実施した「市バス営業所で働く女性運輸職員に個別質問できる機会を設ける取り組み」を継続するなど、今後も採用対象者のニーズに対応をしながら、常に新たな視点を持って働きやすい環境づくりに努めていくこと。

＜2＞ 地下鉄事業関係

1. 犯罪および迷惑行為防止のため、車両や駅構内トイレ周辺、人目の付きにくい駅構内通路に防犯カメラを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。
2. 地下鉄施設・車両への保守管理・点検の強化など、安全管理体制に万全を期すとともに、清潔な車内空間に努めること。

3. 地下鉄各駅でのエレベーター、エスカレーターの設置等、身体的な障がい配慮した設備の充実を図り総合的なバリアフリーサービスの実現に全力を尽くすとともにエスカレーターにおける車椅子やベビーカー利用は非常に危険であるため、利用を控えるような掲示をする等、その啓発に努めること。
4. 地下鉄駅の駅務業務の委託など、より効率的な経営手法の導入を積極的に推進するとともに、利用者サービスの向上に努めること。
5. 東山線の朝夕のラッシュ時の混雑緩和のための対策を検討・実施し、運行ダイヤの順守に心掛けること。

＜3＞ バス・地下鉄共通

1. 利用者のニーズにきめ細やかに応え、利便性の向上を図り、利用促進に繋がるサービスをバス・地下鉄事業において実現するため、職員および委託社員の教育・研修を徹底して行い、乗客に対するサービス・接客向上と運転技術の向上に努めること。
2. 誰もが安心して交通機関を利用できるよう、多言語対応の案内表示や地下鉄駅構内など床面を活用した乗換案内表示の整備のほか、外国語に対応できる職員の研修など、ハード・ソフト両面の環境整備に積極的に努めること。
3. マナカの利用促進のため、積極的なPRを展開するとともに、電子マネー加盟店を拡大するなど利便性向上に努めること。また、乗り換え割引額の引き上げや、磁気方式の「ドニチエコきっぷ」や「一日乗車券」に代わるIC一日乗車券等の新たな割引サービスの導入やICカードの利点を活かした民間企業との連携による「パーク&ライド」や「ライド&ショッピング」でのポイント付加サービスなどさらなる創意工夫を行うこと。
4. 地下鉄車両内のハッチービジョンの設置を推進し活用することで広告媒体の開発・拡大を進め、収入の増加を図ること。

5. 駅ナカビジネスの展開など保有資産の有効活用を図り、付帯事業収入の拡大に積極的に取り組むとともに、売却可能な資産について適宜売却を進めること。
6. 交通事業に対する国および県の補助・助成金の増額や制度内容の改善・拡充について強く働きかけること。また、経営安定化のため一般会計補助金・出資金等の財源確保に努めること。
7. 大規模災害、津波などの被災時でも、市民の移動手段を確保するため、市バス・地下鉄の復旧ができるよう、施設の補強などあらゆる対策を講じること。
8. 子育て世代を社会全体で支え温かく見守るためにもバス・地下鉄でのベビーカー利用については、マナー啓発を行うなど周囲の理解が得られるような環境づくりに努めるとともに、地下鉄駅への授乳室の設置を進めること。また、学生定期券の割引や夏休み期間に限定した小児用無料乗車券の発行など料金制度の見直しを検討すること。
9. 駅のトイレをサービス向上施策のひとつとして位置づけ、利用者にとって極めて快適な空間にリニューアルすること。
10. 車いすやベビーカーの利用者が円滑に移動できるようにするため、地下鉄駅のプラットフォームと電車の乗降口との段差とすき間を縮小する工事を計画的に行うこと。
11. 時代を反映した話題性の高いキャラクターをラッピングした車両をスポットで運行させるなど、集客効果の高い事業について積極的に検討を進めること。

経済局への要望

1. 伝統産業の育成を図るとともに、デザイン、ファッションなどのクリエイティブ産業の振興を図るため、若手クリエイターの育成や環境整備に努めること。

2. 地域の特性を活かした個性的で活力と賑わいのある商店街・商業地整備に向けた助成制度の拡充および、空き店舗利用事業の充実に努めること。
3. イベント事業に対する支援を行うなど、商店街団体等の広域的連携による地域商業の活性化と消費の拡大を目指した取り組みを行うこと。
4. プレミアム付商品券の発行による消費喚起効果を維持・拡大するため、引き続き民間と連携を図りながら柔軟に対応していくこと。
5. 中小企業者の経営基盤の強化充実に努めるとともに、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例について、多くの中小企業がこの制度を活用し設備投資が促進されるよう、関係局とも協力して制度の周知広報に努めること。
6. 小規模企業等振興資金および成長応援資金をはじめとする各種中小企業融資制度のより一層の拡充に努力し、資金需要への対応に万全を期すること。
7. 中小零細企業の労働力確保のため、中小企業従業員退職金共済制度の維持と内容充実および加入者の増加に努めること。
8. 中小零細企業に対する融資制度や経営支援、人材育成や研究開発支援などの情報を相談業務と一体で提供する体制を強化するとともに研究者やクリエイター、企業間などの交流を促進すること。
9. 民間企業等における育児休業や介護休業の取得については、ワーク・ライフ・バランスの観点からも介護と仕事の両立のために企業等への働きかけを行うとともに、市の労働相談等を通じて職場での介護休業が取得できるよう適切な助言を行うこと。
10. 求職者支援については、求職者へのきめ細かい相談・支援などを行うとともに新卒者も含めた就業相談対応や専門家の活用など、さらなる内容の充実に努めること。また若年者の早期離職防止のため、雇用環境整備などに取り組む中小企業に対し社会

保険労務士等による支援を行うなど、人材定着及び人材確保策の支援を拡充すること。

11. 航空宇宙産業については、本市地域は国の特区指定を受けており本市にとっても重要な戦略産業であり、将来的にも大きな成長が見込まれる分野であることから、引き続き必要な支援を行うこと。
12. 原材料高騰や部材の供給不足による資金繰り悪化を支援するための別枠融資制度の創設を国に働きかけること。
13. 激化する都市間競争に対応するため、本社機能等立地促進補助制度における「その他の地域からの移転型」については、愛知県内および岐阜県、三重県からの移転は補助の対象外とする除外規定を早急に見直すこと。

観光文化交流局への要望

1. なごや観光ルートバスについては、時間帯の延長や新たなルートの拡大など利用者の利便性向上を図るとともに、さらなる名古屋の魅力を発信すること。また採算性の向上に努めること。
2. 市民の国際意識の高揚を図るとともに、国際交流事業積立基金の拡充に努め、各種国際交流施策の強化に努力すること。
3. 国際交流拠点都市として国際センターを中心に国際交流・国際協力事業の推進を図るとともに、ウクライナ避難民の支援を積極的に実施すること。
4. 多文化共生都市の実現を目指すなかで、外国人家族が地域での生活上のトラブルで混乱や分断または軋轢を生まないために、また、防災訓練や運動会など地域活動へ参加しやすくなるよう、外国人との橋渡し役となる地域の協力者を登録し話し合いの場を設ける外国人コミュニティーパートナーモデル事業等の取り組みを通して、お互いに信頼関係を育める地域環境を目指して、積極的に多文化共生啓発を進めること。

5. 姉妹友好都市・パートナー都市との交流事業について、文化・教育など市民レベルの交流を積極的に進めること。また、あらゆる機会を捉えて本市の持つ魅力や観光資源についてのプロモーションを行い、観光客の増加や企業誘致のきっかけとなるよう精力的に取り組むこと。
6. 留学生会館における各種事業の展開をはじめ留学生に対する施策の充実に努めること。また、留学生との交流事業を持続的に展開すること。
7. 外国人に対する情報提供や広報の充実に努めるとともに、行政・法律相談の充実に図ること。また、地域に負担をかけないように配慮し、行政による地域と外国人住民が語り合う場を設け、様々な課題を解消しながら外国人が地域コミュニティの一員となれるよう、多様なつながりづくりを支援すること。
8. 市内在住外国人の日本語習得を支援するため、公共施設での日本語教室を開講するとともに、民間の日本語教室運営者に対して最大限の補助を行うこと。また、日本語教室でボランティアの裾野が広がるよう、大学生のボランティア派遣などの取組みをさらに充実させること。そして、外国人とのコミュニケーションとして有効なやさしい日本語の普及に努めること。
9. 外国人観光客の誘致を推進するため、国・地域別で異なる嗜好性に合わせた効果的な観光プロモーションを推進すること。
10. MICE誘致の最大化のため、主催者等のニーズに応え、他都市との差別化を図ったソフト施策を充実させること。
11. 名古屋国際会議場については、国際会議のほか全国吹奏楽コンクールや各種イベント・講演会など幅広い利用があることから、市民・利用者の意見を踏まえるとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮しながら着実に工事を推進し、令和9年度の開場を目指すこと。
12. 国際展示場の運営にあたり、多くの集客が見込まれるコンサートや大規模イベント等に際しては、トイレの増設など利用者の

利便性に十分配慮すること。

13. 開館後40年が経過した芸術創造センターについては、市内で不足している中規模ホールへの置きかえも視野に入れた、建て替え構想の策定に着手すること。
14. 名古屋アーツカウンシル事業において、専門人材の長期的視点による文化芸術団体・芸術家への支援、文化芸術と他分野との連携、および波及効果の創出を着実に推進し、さらなる名古屋の文化芸術の推進及び魅力の向上を図ること。また、クリエイティブ・リンク・ナゴヤを通じて実施している助成事業は、文化芸術活動の担い手育成につながることから、応募状況などを踏まえ必要に応じて見直しを行い、より使いやすい助成事業とすること。
15. 文化小劇場については、自主企画の上演を増やすなど小劇場の活性化策についても検討し、地域文化のさらなる振興を図ること。
16. 天守閣の木造復元については、文化庁や有識者との調整状況など、事業の進捗に合わせて、適宜議会や市民に報告を行い、理解を得ながら進めること。
17. 天守閣の木造復元については、収支の安定性を担保するために、寄附金や国・県等の補助金の確保に努めること。特に、寄附募集については、早急に寄附計画を策定し、その目標額や募集期間を設定するなど、市民の機運醸成を図りながら進めること。
18. 名古屋城本丸御殿においては、伝統文化・工芸の継承や観光施策の柱として、活用に取り組むとともに、本邦最高峰の技術を結集し後世にとどめるため、本丸御殿再建の様々な資料と記録をまとめた資料集の編集を行うこと。その際には、再建に関わった職人等の関係者の氏名を記し顕彰すること。
19. 金シャチ横丁の整備については開業後の課題を踏まえ、二期整備に合わせて利用者の利便性向上のためトイレや休憩スペースの設置を事業者側と協議して進めること。

20. 令和6年度に実施した名古屋城におけるこどもファストトラック導入実証実験の結果を踏まえて、本市を代表する施設である名古屋城において、引き続き実施すること。

上下水道局への要望

<1> 水道事業

1. 水源林の保護・育成に努め、木曽川の水量の確保と水質の保全に努めること。また、水源水質事故などの水源リスクに対応した水質監視体制を継続するとともに、木曽川流域の水質調査を充実し、水道水の安全性向上に努めること。
2. 水道基幹施設は機能停止すると水道システム全体に及ぼす影響が甚大であるため、老朽化・機能低下した施設の整備を計画的に進めること。またF C管（高級鋳鉄管）については、災害に強い管に入れ替え、早期の解消を図ること。
3. 南海トラフ地震などに備えるため、長期的視点に立った計画に基づき軌道下、緊急輸送道路下、河川下などの管路の耐震化を早急に進めていくこと。
4. 中高層建物に対し、直結給水の普及拡大を促進し、安心・安全でおいしい水の供給に努めること。
5. 貯水槽水道の管理者に対する指導・助言により、貯水槽水道の管理を充実させること。
6. 名古屋の特長である、日本一安全でおいしい水道水の安定供給を目指す取り組みを推進し、水道水の安全性・おいしさのより一層の向上およびイメージアップ戦略の強化に努めること。

<2> 工業用水道事業

1. 地盤沈下防止対策として、地下水利用事業者に対して、料金割引など一定のインセンティブを提示するなど工業用水への転換を働きかけるとともに、工業用水の顧客確保に努めること。

<3> 下水道事業

1. 老朽下水管の改築・更新を進めるとともに、下水道の雨水排除機能を維持するため老朽化しているポンプ所等の改築・更新に努めること。
2. 地震時の液状化対策として、マンホールなどの浮上防止対策に積極的に取り組むこと。
3. 浸水防止対策の貯留管を、ポンプ所に繋がる雨水幹線管路の一部としても活用できるよう、その配置については埋設高などに配慮すること。
4. 名古屋中央雨水調整池については、頻発する集中豪雨に対応するため、他の雨水調整池と連携して機能が発揮できるよう、可能な限りネットワーク化を実現すること。
5. 下水本管、雨水ますの維持管理を確実に実施するとともに、浸透式雨水ますの適正設置の推進に努めること。また、雨水流出抑制については、これまでの施設整備および公共施設での対応に重点を置く対策に加え、広く市民の協力を得ていくため、民間住宅等への雨水流出抑制施設の設置助成制度の普及啓発と拡充に努めること。
6. 中川区・港区の庄内川西部地区、守山区の志段味地区、緑区の一部地区の下水道整備事業の推進に努めるとともに、水洗化の普及促進を図ること。
7. 簡易処理高度化施設の設置等を進めることによって、合流式下水道から河川等に放流される汚濁負荷量を分流式と同程度に改善するとともに、高度処理を実施し、公共用水域の水質保全に努めること。あわせて、合流式下水道の雨天時越流水

対策として、分流式下水道区域の拡大を検討すること。

8. 有害物質等の下水道への流出を防止するため、監視体制をさらに強化すること。

<4> 共通事項

1. 水道施設の耐震対策および老朽化対策に対する補助金の拡充や下水道の整備促進について、財源を確保できるよう引き続き国に対して強く働きかけること。
2. 徳山ダムと一体不可分である木曾川水系連絡導水路は、水源の多系統化を実現し、将来を見据えた水需給バランスの確保や水資源を巡るリスクの低減を可能とする施設であるため、国や関係自治体と連携し、着実に事業を推進すること。また今後、事業を進める中で、長良川河口堰の水利権を含め、さらに効果的・効率的な事業になるよう東海3県とともに国に対して強く要請すること。あわせて必要な財政措置を講ずるよう強く働きかけること。
3. 上下水道局の職員の適正配置を図るとともに、経費の削減、業務の外部委託化などを進め、効率的な経営と財政の健全化に努めること。あわせて、職員の研修を充実し、適切な現場対応力の維持・向上に努めること。
4. 施工管理を強化するとともに、優良な事業者を幅広く育成するため、新規に入札参加を希望する事業者が参入しやすいよう入札制度の改善を行うこと。
5. 脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーを活用する取り組みが加速していることから、水道施設における小水力発電の導入など、環境負荷低減につながるエネルギーの有効活用に積極的に取り組むこと。

住宅都市局への要望

1. 市営住宅や定住促進住宅の建設にあたっては、建替事業等を推進し、居住水準の向上を図ること。
2. 市営住宅に設置されているスロープで、経年劣化による不具合が生じたものや、古い福祉都市環境整備指針の基準による勾配のままになっているものについては、早急に改修すること。
3. 市営住宅の一般募集において、募集戸数に対して約 2 割の辞退者等がある状況を踏まえ、仮当選者の辞退が発生した住宅について、速やかに新たな入居者を決定する方策を検討し、空き家の期間短縮に努めること。また、募集手続きのオンライン化を充実することにより市民サービスの向上を図ること。
4. 高齢単身者の入居機会の拡大等を図るため、応募のない住宅での単身者向け住戸の募集枠の拡大を図ること。
5. 福祉向けの市営住宅募集については、応募状況や空き家状況を的確に把握し枠の拡大を図ること。
6. 超高齢社会に対応するため、市営住宅の高齢者対応設備の改善に努めること。さらに、孤立死や災害時への対応など周辺住民とのコミュニティに配慮し、NPO法人や企業や大学の社会貢献活動とのマッチングを進めるなど、固定観念に捉われず自治会運営の活性化を図ること。
7. 既存の中層市営住宅へのエレベーター設置を積極的に推進するとともに、管理者として防犯・安全対策には万全を期すため、すべてのエレベーター内に防犯カメラを計画的に設置すること。
8. 市営住宅における火災発生時に入居者が罹災し、水損等による損害を被った場合の自己負担を軽減するため、家財保険等への加入について、入居のしおりに記載するなど入居時および適切な時期を捉えながら火災等による損害事例や保険の補償内容等について丁寧に説明し関係局への協力を得ながら入

居者の自主的な保険加入の促進に努めること。

9. 知的障がい者の自立と社会経済活動への参加などを促進するため、市営住宅を有効活用した知的障がい者向けのグループホームの維持に取り組むこと。
10. 中堅ファミリー層向けの良質で低廉な賃貸住宅の供給に努めるなど、民間活力を活用しつつ、市民の居住ニーズに対応した多様な住まいの供給に取り組むこと。
11. 既存の住宅ストックを活かしたコンパクトなまちづくりを進めるため、新婚世帯や若年世帯向けの民間住宅に対する家賃補助制度の導入を検討すること。
12. 分譲マンションの適切な維持管理によるマンションのライフサイクルの安定を図り、長寿命化や建替えなどを促進するため相談体制や支援策の充実を図るとともに、マンションの再生の円滑化に向けた支援体制を構築すること。
13. 景観法の活用などにより、実効性のある都市景観施策の積極的な推進を行うとともに、歴史まちづくりと連携した歴史的な町並みの保存や都市景観に関する啓発事業に努めること。
14. 都市計画マスタープラン2030に位置づけた都市づくりの目標や方針に基づいて、地域が主体となったまちづくりを支援するための制度の拡充を図ること。
15. 老朽木造住宅の密集地区においては、防災性の向上を図るため、土地区画整理事業等を実施し、地震や火災等に強いまちづくりに努めること。
16. 都市計画決定後、長期間にわたり未整備のままの道路・公園緑地等は、「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」および「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づき、市民要望を的確に把握したうえ、市民との合意形成が図られたものは、早期に都市計画を見直すこと。

17. 都市センターにおける調査研究については、名古屋市の発展に資するテーマを選定するとともに、学識者等と連携して進めること。また、まちづくりのシンクタンクとしての機能だけにとどまらず、まちづくりに寄与する拠点としてさらなる活用がなされるよう、都市センターの事業のあり方について根本的に見直すこと。
18. 住環境の向上を図るため、地区の特性に応じて土地地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等を複合させ、地域整備の推進に努めること。
19. 金城ふ頭の今後の開発の進展を見据えながら、円滑な交通処理が行われるよう金城ふ頭駐車場をはじめ都市基盤施設の管理等を着実に行うこと。また、レゴランド拡張をはじめとする次期開発については、引き続き行政と民間の役割分担、経費負担など課題を整理して、的確・適正に対応すること。
20. 名古屋港管理組合の市負担金については、引き続き適正な額の維持に努めること。
21. ポートアイランドについては、南海トラフ巨大地震発災時に浚渫土砂の流出を防止し、津波を抑止することができるよう護岸整備を強化し、安全対策を講じるよう国に働きかけること。また土地の利活用方法についても検討するよう国に提案し、名古屋港管理組合において実施しているアクセス方法に関する基礎調査において県、名古屋港管理組合との連携を、より一層図ること。
22. 名鉄など鉄道と道路との連続立体交差事業の推進を図ること。
23. 中心市街地における自動二輪車・大型バイクの駐車場については、民間事業者に積極的に協力を呼びかけ駐車場利用の促進を図ること。また、自動二輪車駐車場の利用について販売店および教習所等に啓発・周知の協力要請をすること。
24. 都心部の駐車場については、都心への交通流入を防ぐという視点からも、スマートフォン用アプリの開発など新たな情報

提供の方法等について検討すること。

25. 公共交通空白地域への移動手段の導入を図るため、一日も早く実証実験を行い、地域ニーズからの課題の解決に向けて全力で取り組むこと。
26. 大規模地震に備え、民間木造住宅・非木造住宅の耐震診断の促進や耐震改修への助成を行うなど耐震対策を推進すること。特に、木造住宅の耐震改修助成については、住宅所有者の負担軽減や意識啓発の取り組みを一層進めること。また、耐震改修工事へ進めない世帯が耐震シェルター等の助成を利用できるよう対象の拡大を進めること。
27. 市施設の建築工事の設計監理を担う所管局として、関係局と調整を行ったうえアセットマネジメントシステムのメリットを活かして老朽化した施設の維持・補修・更新を施工するよう各施設所管局に働きかけ、防災・減災対策の推進を積極的に図ることができるよう努めること。
28. 「公共建築物の環境配慮整備指針」に基づき、住宅・建築物の高断熱化、屋上緑化、壁面緑化およびトイレへの雨水利用等の一体整備の促進を図り、太陽光発電システムの導入などと合わせて省CO₂対策を推進すること。
29. 中川運河は、一般の河川と違い水位や水量を排水ポンプによって調節できるため、最大の貯留施設と位置付け、治水対策において最大限に利用すること。その目的のためにも、河口にある中川口ポンプ所において、ポンプ更新に合わせた能力増強に早急に取り組むこと。
30. ブロック塀撤去後に、軽量フェンスなどを設置する場合、撤去費とは別に設置費の補助を検討すること。
31. 市営住宅の駐車場や集合ポスト等の共用部分において、悪質ないたずらや犯罪行為が発生する場合は、被害者および入居者と協議のうえ、住宅設置者の責務として防犯カメラの設置など発生抑止のための対策を実施すること。

32. 宿泊施設のバリアフリー化の基準制定について、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できるよう、現在、基準が定められていない客室内部のバリアフリーも含め新たに建築される宿泊施設に対して、名古屋市独自のバリアフリー条例を制定すること。
33. 市営住宅の外国人入居者が増加するなか、入居者間のコミュニケーション補助として携帯型自動翻訳機の貸出や翻訳アプリの案内など、自治会始め入居者に寄り添った丁寧なサポートを実施すること。

消防局への要望

1. 大規模災害や特殊災害に備え、消防車両、消防装備など消防力の充実強化を図ること。
2. 愛知県の消防防災ヘリコプターの運行業務の受託を踏まえ、緊急離着陸場等のさらなる整備に努めるとともに、愛知県及び県内消防本部と連携し、航空消防体制の充実を図ること。
3. 緊急出動時等の交通事故を撲滅するため、映像記録装置の整備や定期的な研修の実施による運転整備員の育成など交通事故防止体制の確立を図ること。
4. 消防団については、報酬の拡充や出場手当の見直し、負担金の効率的かつ弾力的な執行および消防団員へのサポート体制の拡充など処遇の改善を継続的に進めるとともに、消防団員の充足率向上に積極的に取り組み、消防隊と消防団の連携を一層強化しながら地域防災活動の充実を図ること。
5. 大学生消防団の拡充や女性消防団員の積極的登用などを推進するため、その環境整備に必要な費用の充実に努め、地域における消防団活動の強化を進めること。
6. 災害時における消防団と公設消防隊との情報の伝達を、より正

確かつ迅速に実施するために、国の基準同様に団員一人ひとりへのデジタル無線機のさらなる配備拡充や、機器等の保守・点検に対する予算措置を十分に行うこと。

7. 消防団員の定員数については、多団制を維持しつつ、地域ごとの人口および区域面積等を配慮した定員数とするため、検討を進めること。また、消防団が保有する詰所や広報車両などについて、地域の実情を勘案しつつ、市による整備を進めること。
8. 消防団活動の充実強化のため、消防団詰所に市費によるパソコンの配備とW i - F i 環境整備を行うこと。また、非常事態においてオンラインでの打ち合わせができるように消防団が利用可能なオンライン会議アカウントを提供すること。
9. 傷病者の社会復帰を目指した救命率を高めるために、救急隊の効果的な配置などにより、119番通報受付から病院収容までの時間短縮を図るとともに、患者の不安に寄り添いながら高度な処置ができる救急救命士の育成に取り組み、あわせて予防救急についてさらなる普及啓発に努めること。
10. 救命率の向上を図るため、救命講習等については、感染症が流行するような状況下においても、万全な感染防止対策を講じて実施方法を工夫しながら継続し、応急手当普及員の養成やA E Dの取り扱いを含めた応急手当の知識・技術のさらなる普及啓発を図ること。特に、パパママ世代および小中学生に対しては、消防局自ら積極的に啓発を行い、分かりやすく気軽に受講できる柔軟な講習内容を検討するとともに、身近な場所で受講できるよう受講環境の整備に努めること。また、関係機関との連携を図りながら市内A E D設置箇所の把握や市民への周知に努めること。
11. 聴覚または音声・言語機能障がい者等のために設けられているN e t 119緊急通報システムについて、幅広い年代の対象者やその家族に対して、その必要性と重要性を伝え、一人でも多くの登録者数を増やすこと。
12. 各種防火管理者が受講する防火・防災管理講習は、対面講習が基本となっているが、デジタル技術を活用できる講習であり、

市民サービスを充実するためにも防火・防災管理講習のオンライン化を推進するとともに、対面形式と同様に効果の高い講習になるよう努めること。

13. 高層ビル、特定複合建物、地下街等のほか、社会福祉施設等や病院における自主防火管理体制の一層の強化を図るとともに、高層建築物や地下街等における防災体制の強化も図ること。また、不備欠陥事項が改善されていない事業所に対する査察の重点実施と消防関係法令違反の是正指導については、関係局とも緊密に連携を取りながら、利用者の安全確保に努めること。
14. 災害が発生した場合に被害の拡大が危惧される危険物施設や高圧ガス施設等、さらに液化石油ガス施設について、保安体制が確立されるように万全な指導を推進すること。
15. 家具の転倒防止など防災・減災対策の啓発については、戸別訪問事業の経験を活かしたうえで、より効果的な方法で実施し、自助力向上の促進に努めるとともに、住宅防火対策の一環として、設置が義務化されている住宅用火災警報器の適正な維持管理について啓発をより一層推進すること。また、家具の固定ができるボランティアについては、関係局と連携し、一軒でも多く実績を伸ばしていくこと。
16. 地域と協働した防災訓練や、周辺自治体および警察、自衛隊、関係機関等と連携した総合的な防災訓練などを実施すること。また、災害時に、エレベーターにとり残された人を市民の協力も得て救助できるようにするため、高層ビルや共同住宅における閉じ込め時の対応方法を各種訓練等の際に周知するとともに、救助方法の強化に努めること。
17. 大規模災害時における事業所と地域との支援協力体制をより一層推進するために、地域防災協力事業所表示制度を用いて事業所の理解と協力を働きかけるとともに、覚書締結後の支援協力内容を地域住民へ周知すること。
18. 地域防災力の向上のため、家具の転倒防止など防災・減災対策の啓発のための地域防災マネジメント事業を継続すること。

19. 放火対策については、地域住民の声に耳を傾け、安心して生活ができるよう放火防止対策を進めるとともに、放火されやすい環境が継続している場合には、関係者に対する指導を強めるなど、実質的に放火を防ぐ対策に努めること。
20. 災害地点の特定や災害実態の把握に有効である映像通報システムについては、119番通報者に過度な負担をかけないように配慮しながら、迅速かつ円滑な救急・消防活動に繋がるよう活用していくこと。
21. 令和7年開始の消防団員への季節性インフルエンザ予防接種費用助成については、消防団の災害対応体制の確保をより確実に図るために制度の周知を行い適切な活用がなされるよう努めること。

防災危機管理局への要望

1. 市民が主体となつての地域特性に応じた防災対策実施計画の策定に取り組むとともに、女性や障がい者、高齢者、子ども部会などを設けることで、よりきめ細かな計画が策定できるように配慮すること。
2. 避難所については、耐震性の確保とともに、浸水被害の影響を受けることのないよう、十分な安全性を確保すること。また、津波避難ビルの指定に当たっては、津波浸水想定を踏まえた指定基準に基づき、民間施設も含め、その拡大を図ること。
3. これまでの地震や豪雨災害などの課題も踏まえ、地域と協働した防災訓練や、周辺自治体および警察、自衛隊、関係機関等と連携した総合的な防災訓練などを実施すること。
4. 個別避難計画作成の推進について、福祉事業者や地域の方々の協力を得ながら、一人一人の状況に応じた実効性のある計画の作成に努めるとともに、関係局区との連携を密にし、全庁的な体制を構築し取り組むこと。

5. 司令塔たる防災危機管理局は、介護関係者や障がい当事者などの意見も踏まえて福祉避難所のあり方等の検討を図り、災害時における要介護者や障がい者をはじめとする要配慮者対策の充実・強化を図ること。
6. 市民への迅速・的確な避難情報の提供を図るため、市施設への緊急地震速報の導入を推進するとともに、誤動作・誤発信を招かないよう精度の向上を国に対し要請すること。
7. 市民への情報伝達手段については、テレビ、ラジオ、防災スピーカー、インターネット、メール等のほか、地上デジタル放送、SNSなど、あらゆる方法を活用してより多くの市民に伝達できるよう努めること。特に高齢者・障がい者など災害時に情報弱者となる方に配慮するため各種障がい者団体等に丁寧にヒアリングを行いきめ細やかな情報伝達と支援体制の充実に努めること。また、防災に関する警報・注意報・情報の意味や内容について周知徹底を図るとともに、その啓発にあたっては、パソコン等による防災情報の取得方法も含めてきめ細やかな啓発に努めること。
8. 市職員の危機意識と市民の防災意識向上のため、市民参加の市主催行事・会合における災害発生時の事前避難案内については引き続き全市的に実施するとともに、市内における国・県および民間での行事・会合での実施も呼びかけ市全体での取り組みを目指すこと。
9. 令和2年度に全指定避難所に配備した名古屋市避難所開設キットについては、常に内容の充実と改善を図るとともに、防災訓練等で積極的に紹介し学区や地域住民が避難所開設の備えを進めるうえでの防災・減災の教材として活用すること。
10. 東日本大震災の記憶の風化防止と、南海トラフ巨大地震に対する市民の防災意識の向上を図る施策に取り組むこと。
11. 伊勢湾台風60年事業や「ぼうさいこくたい2019」を通して改めて発見、収集、作成した様々な資料等については、防災・減災の貴重な教訓を伝えるレガシーとして市民の防災

意識の向上に役立て、後世に引き継ぐとともに全国・全世界に向けて発信することで未曾有の大災害の悲惨な経験を人類にとって価値あるものに転換するよう努めること。

12. 災害情報の可視化・集約化については、令和4年度に導入したGIS（地理情報システム）を訓練等で活用するとともに、引き続き、機能の充実について検討を行うこと。
13. 住民の高齢化や、住民同士の繋がり希薄化を背景とした地域防災活動の担い手不足に対応するため、「防災サポーター制度」を活用するなど、地域防災力の底上げを図ること。また、地域防災活動の担い手を教育、育成することで地域での継続的な防災啓発の役割を持たせる仕組みの構築に努めること。
14. 気候変動の影響による豪雨災害や土砂災害に備えるため、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーを積極的に活用し、防災力の強化に努めること。
15. 一人でも多くの市民に「地区防災カルテ」を知ってもらうことが、市全体の防災意識の向上につながることから、積極的に広報啓発に取り組むこと。
16. 防災拠点や指定避難所における通信手段の確保のため、低軌道衛星通信を活用した大容量インターネット回線（スターリンク等）など、新しい通信手段の活用の検討を進めること。
17. 市民の身近な防災ツールとして名古屋市防災アプリの普及に努めること。また、外国人居住者にも活用しやすい内容とすること。
18. 港区野跡小の跡地に建設予定の新しい港防災センターについて、防災減災への意識が高まるなかで、最新鋭の技術・知能を結集して、訪れる方々が五感で感じ学習し実践できるセンターを構想し、全国の先進事例を参考にして、行ってみたいと日本中から思っただけ、アッと思わせる防災センター建設を目指すこと。

19. 避難所のD X化については情報の迅速な伝達・共有や避難所運営の負担軽減および在宅避難者の把握など避難所機能の向上に向けて令和7年度に行う実証実験の結果等を活かしながら検討を進め早期に実現すること。